

24
175

町制施行紀念
本町誌
東京府本町編纂

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15

始



特216
916

東京府本田町編纂

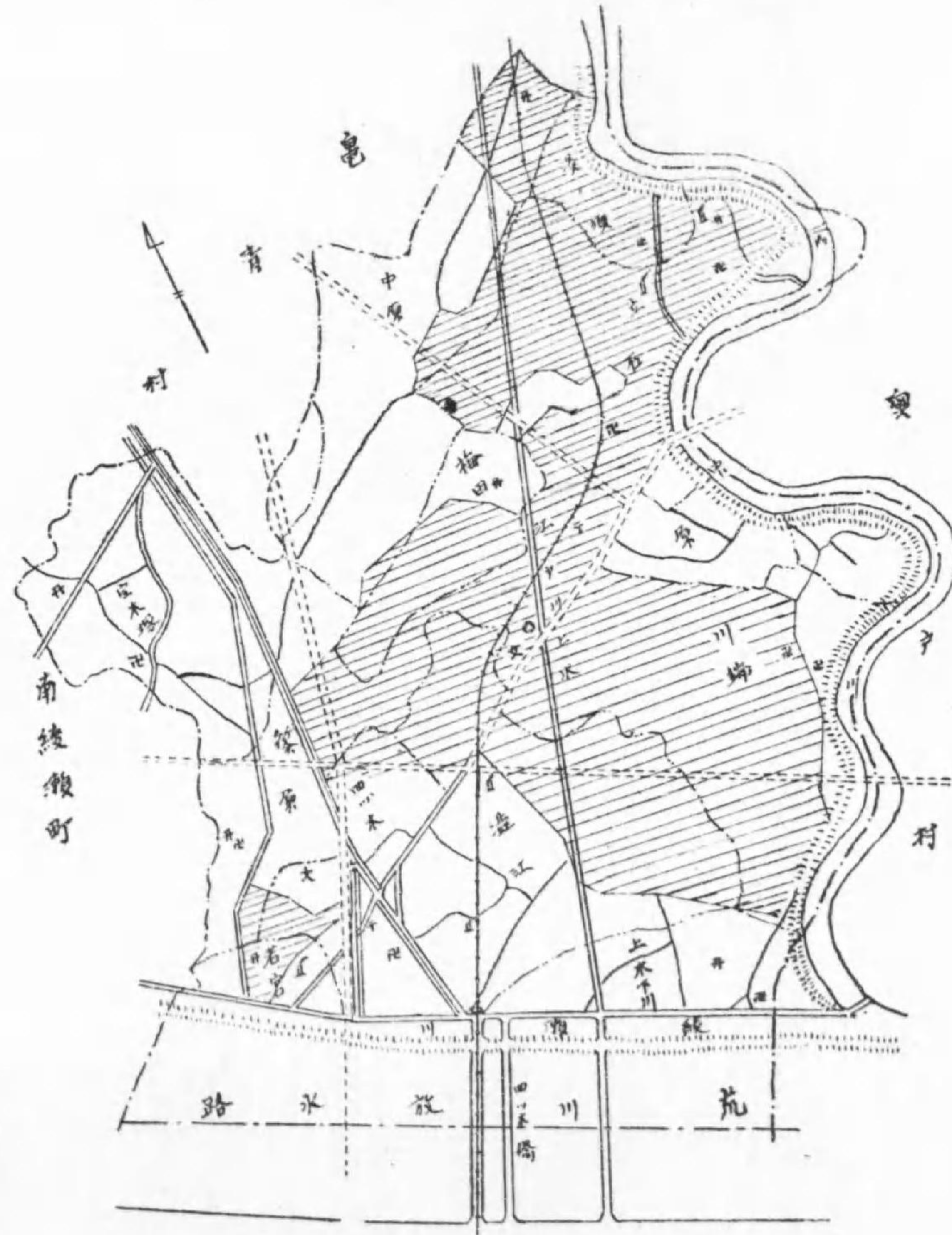
町制施行紀念

本田町誌 全

發行所 南葛飾郡本田町役場



本町全圖



例凡

○	文	心	井	山	川	路	水	田	地	大	字
○	文	心	井	山	川	路	水	田	地	大	字
○	文	心	井	山	川	路	水	田	地	大	字

縮尺五十分之一

如 鄉

廣義



入

新刊田記
卷之二

田記

田記

田記

仁有里



題本田誌

昭和己巳夏

衆議院議員佐藤正



親 隣
保 扶

守利題



Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including the characters '親 隣' and '保 扶'.

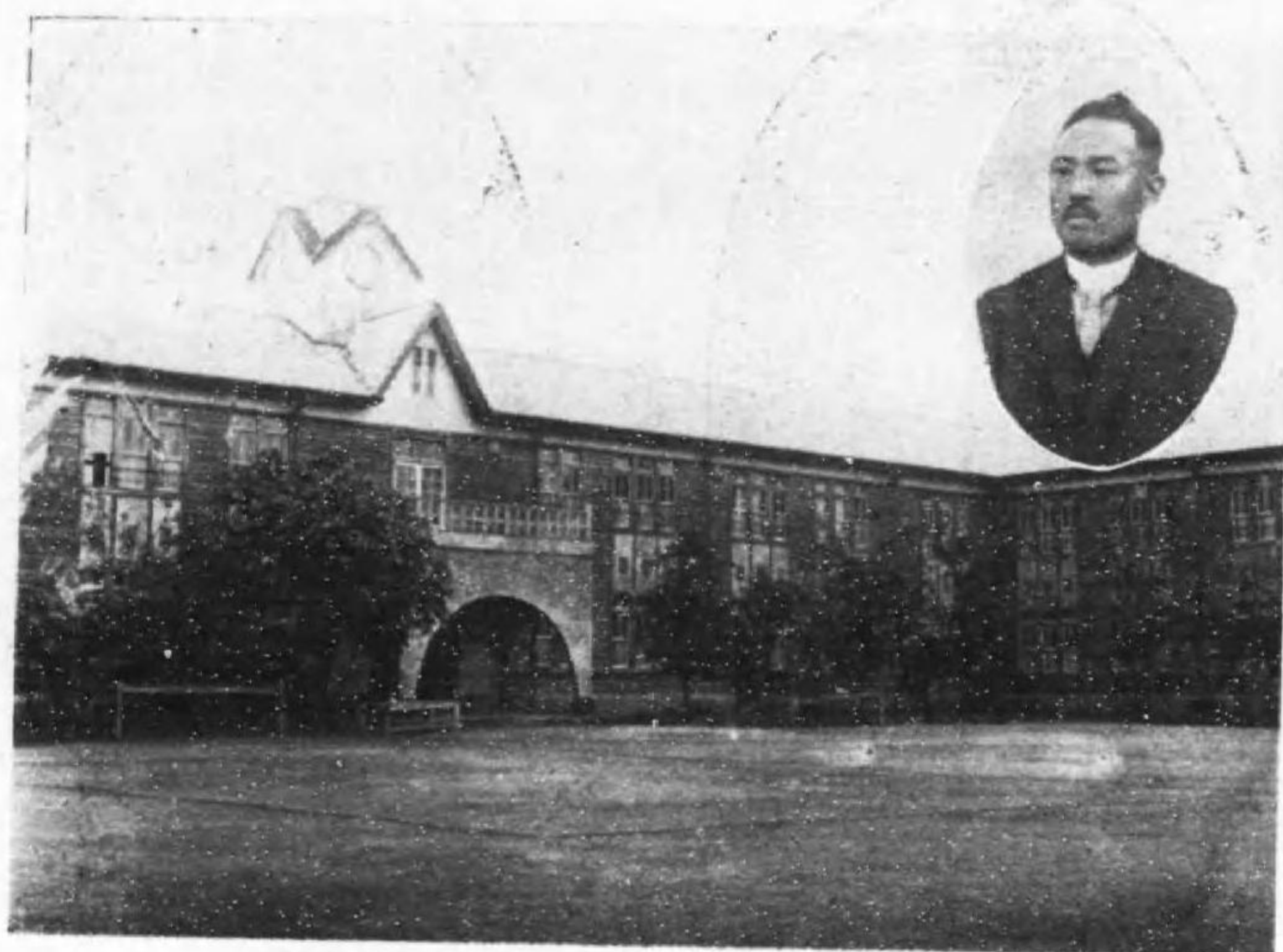


町長代理助役

— 伊 東 孝 —



— 本 田 町 役 場 —



校長 望月正治

— 校學小等高常尋一第立町田本 —



校長 多田菊次郎

— 校學小常尋二第立町田本 —



吉野増次



小林傳治



吉原信吉



鈴木平藏



藤谷龍雲



奥田重兵衛

本田町々會議員 (議席順)



田庭岡



助役 久保田義朗



本誌編輯者 阿部隆幸



庶務主任 中村大藏

本田町々會議員 (議席順)



吉野増次



小林傳治



氏川五郎



白田清太郎



飯島敏甲



齋藤仙太郎



吉沼三平



伊東孝一



吉原信吉



鈴木平藏



増田勝五郎



繩野喜助



磯部鐵藏



西片熊四郎



飯沼謹一



石毛慶次郎



藤谷龍雲



奧田重兵衛



吉野銓三



伊東金太郎



齋藤源藏



大澤七十八



田上幸太郎



杉浦力松



藏力川江



吉梅澤大



郎次藤田山



治傳林小



郎次常崎岩



藏源藤齋



郎次磯渡石



一孝東伊



郎四熊片西



郎次銀川西



治信島濱



郎太房田白



郎五秋立岩



郎太金東伊



郎三鐵水清



松力浦杉



郎十林小



吉和井細

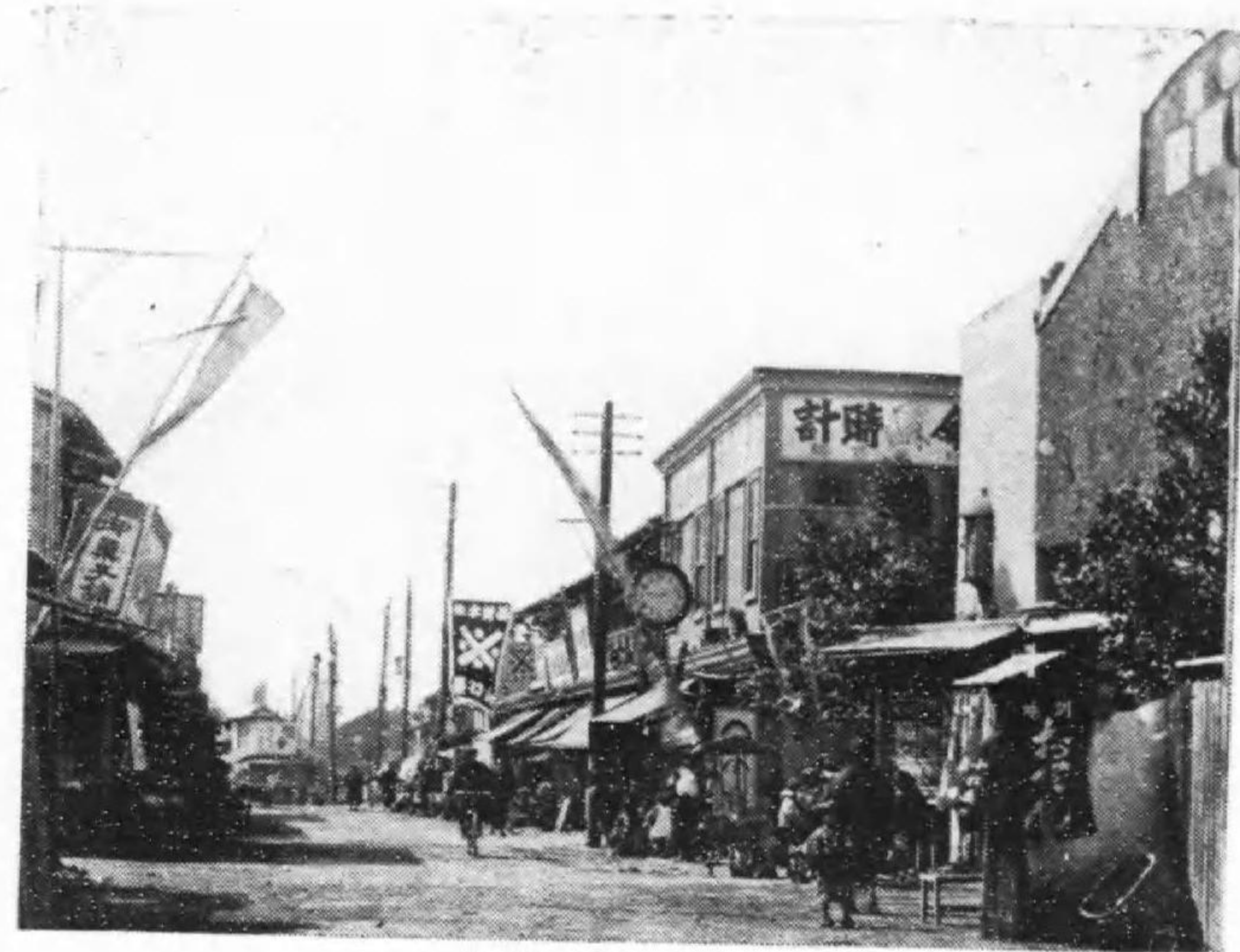


平三沼吉



助之七岡鶴

前本
田町
々會
議員
(議席順)

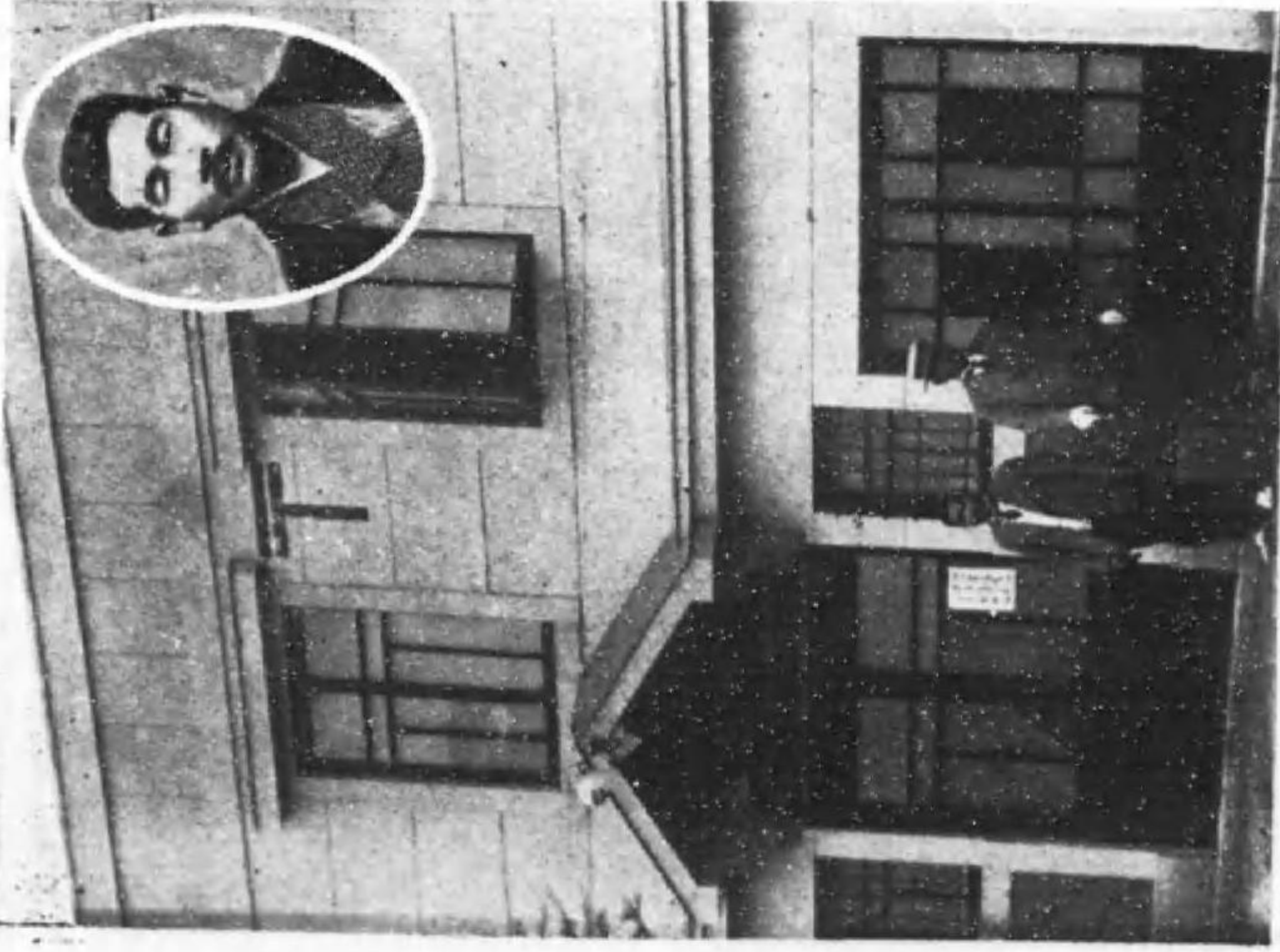
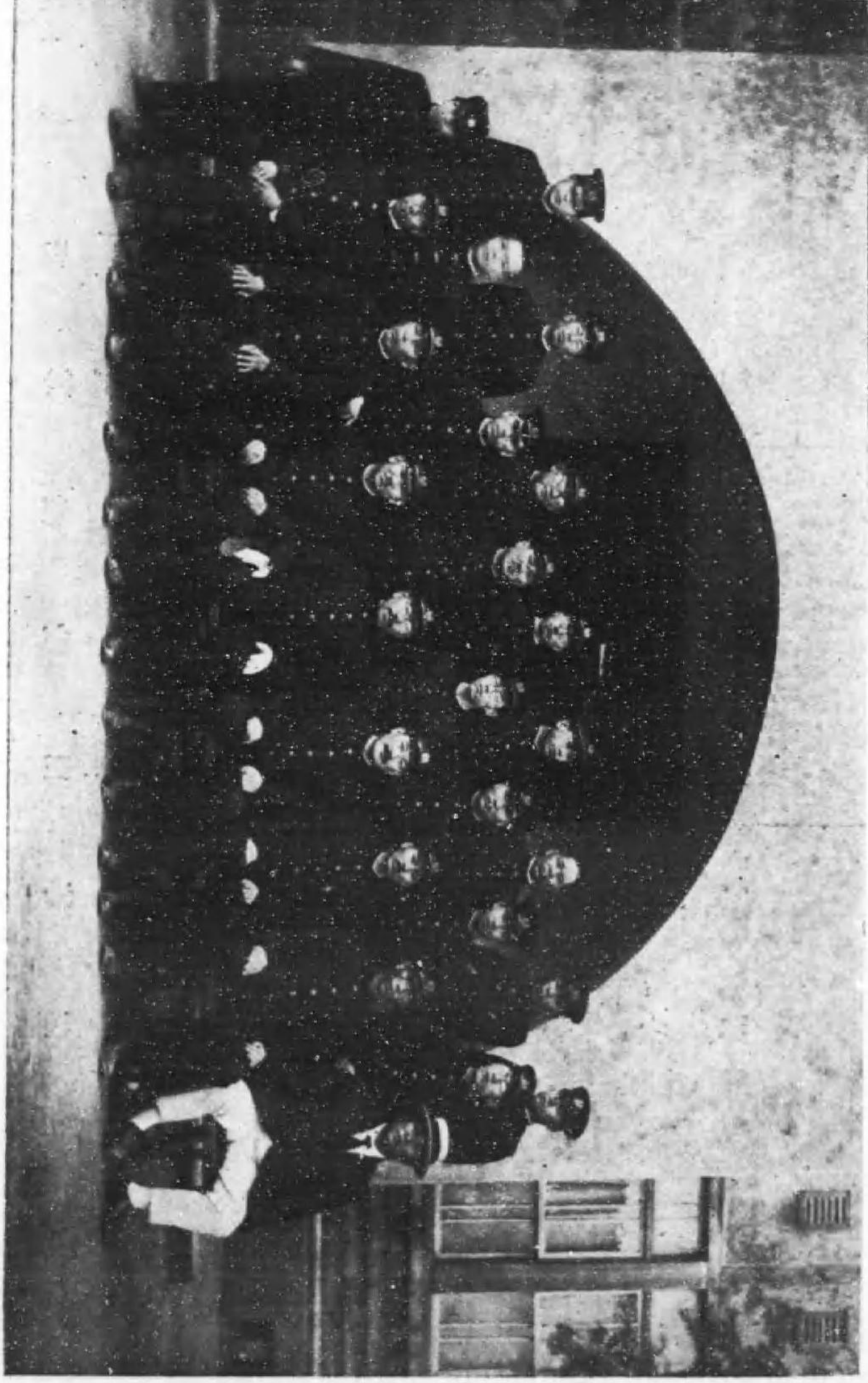


— 江観音座通 —

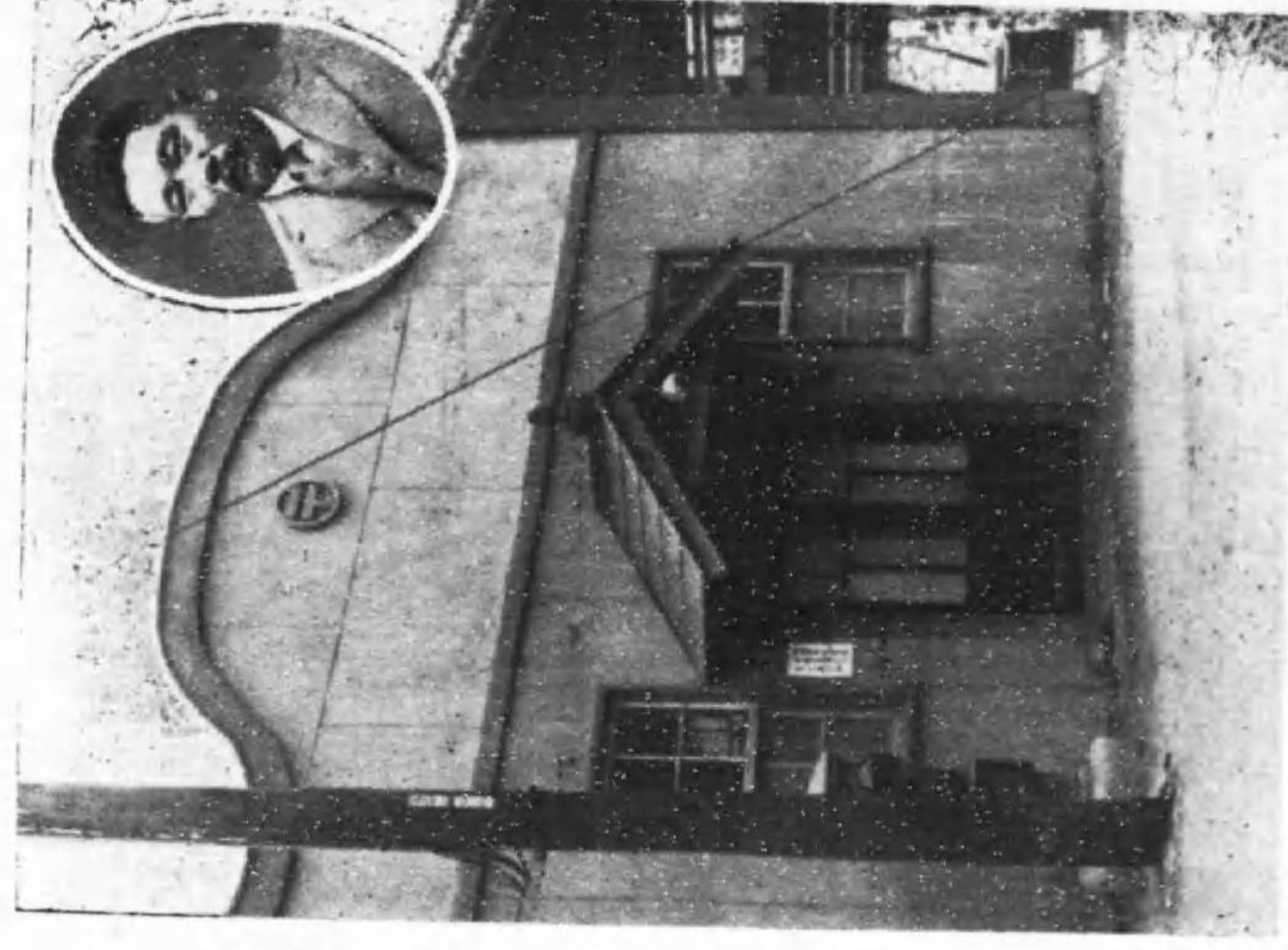


— 立石停留場通 —

—— (在現月五年四和昭)員吏町田本 ——



局常郵石立
吉 田 清 長



局便郵岡本
郎 太 淺 長

第十二章參照



本田町女子青年團長

— 小林つる子夫人 —

略 歴

本田町(婦女會)女子青年團長小林つる子夫人は小林傳治氏の夫人にして、府下金町大字柴又の舊家に生る。大正十五年小林氏の令妻となりて以來、不斷に多忙なる小林氏を援け、所謂内助の功は實に大なるものあり。剩へ本町婦女會の生る、に及び其會長に推され、常に向上發展に留意せらるゝの結果、現今數百の會員を有し益々助長進展を期せらるゝこと、本會の將來や多望なりと云ふべきである。

- | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|-----|
| 山 | 田 | 惠 | 全 | 杉 | 浦 | 町 | 議 |
| | | | 山 | 口 | 喜 | 代 | 吉 |
| 村 | 松 | 虎 | 夫 | 田 | 邊 | | 脩 |
| | | 伊 | 藤 | | 晃 | | |
| 宮 | 澤 | 正 | 一 | 五 | 十 | 畑 | 梅三郎 |
| | | 四 | 竜 | 春 | 男 | | |
| 白 | 田 | 助 | 四 | 郎 | 中 | 村 | 大藏 |
| | | | 岡 | 田 | 一 | 夫 | |
| 阿 | 部 | 隆 | 幸 | 伊 | 東 | 助 | 役 |
| | | 亀 | 田 | 辰 | 吉 | | |
| 若 | 林 | 友 | 之 | 助 | 岡 | 庭 | 田 |
| | | 三 | 島 | 武 | 雄 | | |
| 三 | 谷 | 治 | 二 | 郎 | 三 | 角 | 等 |
| | | 石 | 井 | 麟 | 之 | 助 | |
| 石 | 井 | 幸 | 吉 | 春 | 日 | 秀 | 郎 |
| | | 島 | 田 | 給 | 仕 | | |

第十五章 参照

大和ゴム製作所主



— 大 和 真 太 郎 —

日本製紐株式会社々長



— 淺 井 辰 三 郎 —

東京ベルベット株式会社々長



— 吉 岡 清 恵 —

序言

古に謂ふ「健全なる精神は健全なる身体に宿る」とか若し夫れ健全なる精神を得んと欲すれば先づ自ら健全なる身体の所有者たらむことに力むるところが肝要である。即ち健全なる自治体として將來本町の助長發展を爲さしめんとすれば、須らく自治体の組成分子たる、町民各自の愛町心に俟たねばならぬ、それには少くとも本町自治に就て充分の理解を有たなくては、眞に愛町の念は起り得ない。この愛町發念の結果は應て健全なる本田町として、益々進歩發展せしむることとなる。

惟ふに自治体即ち市町村は市町村民の慈愛深き母体である、隨て其處には必然的に母性愛が生じて、これを愛し、敬し、且つ信じて「よりよき町」とし永く平和を維持すること、町民古有の義務である。彼の世界的に都市文化の精華を誇つたイタリーの首府ローマ市も、畢竟市民の厚き愛市中心の結果に外ならぬ、然るに時運は移りて市民の愛市中心頽廢するに及び、その誇りし精華も南阿の夢として消ひ去つたのではないか、之蓋し人類生活上敬愛の念忘るべからざるを雄辯に物語る事實にして吾人の常に留意すべき所である。

本町は過ぐる大正十二年今尙記憶新なる、彼の關東大震の余波を受け、爾來東京市内より移住者激増したるか爲め、過速度的に大膨脹を來し、現今二萬三千有餘の人口を算するに至る。

於茲乎昨年三月一日には町制施行したるのみならず同年四月一日には建築物法の適用町村となりて全く都會化し、本町の今日は茲に一新紀元を劃したるものであら。

此時に當り書本を編纂し、本町自治の一般を公にし一は以て町制施行の紀念となし、また一は以て古往今來の變遷誌として、其長短を相共に自覺し益々擧町歩武を整ひ、一意公益助長發展に資せられなば、望外の至りである。

昭和四年七月

本田町長代理助役

伊 東 孝 一

例 言

一、本誌は町制施行紀念として、編纂したるものである。即ち本町に町制實施されたのは昨年三月一日にして、從來の村が町として初めて呱呱の聲を揚げたのであつた。勿論町と云ふも村と云ふも其自治行政には敢て異なるはなしと雖も、尙諸般の點に於て數多改善を見るに至りたるものあり、されば彼我相對照し以て、將來の參考資料とせば、頗る有意義なることと確信す、之れ本誌の編纂の骨子である。

一、本誌編纂に就ては六名の吏員編纂委員となり、専ら資料の蒐集に當り、久保田助役は編纂委員長として、之等委員の統率をなし、以て本誌資料の嚴正なるを期したのである。

一、本誌に前町會議員の寫眞をも掲載したるの所以は、村會議員として當選したる最後の議員にして、また現在の町會議員は本町町會議員として最初のものなるのみならず、普選に依る初期の選出議員なるを以て之を將來に紀念せんとする意に外ならぬ。

一、本誌内容の文体は舊記録其他の古書より參考とし、抜抄したる文章の外、終始平易の文体を以てし、廣く其徹底を期せんとするものである。

一、本誌發行は昨年十二月の豫定にして、全く小冊子の編纂に止めんとせしも、爾來幾多支障を來たし遂ひに今日まで遷延したのであるが、今日之を發刊するに當りては、勢ひ原稿の追補改訂の必要に迫られたるが故に、百尺の竿頭一步を進め菊判約四百頁のものに改めて、發行することにしたとは云ふものゝ編纂資料には餘儀なく前後したるもの多々あり、爲めに本誌の内容にも亦前後したるヶ所あるのみならず、極めて急遽出版に着手したるを以て、印刷や校正上幾多誤謬脱漏の點あるを保し難く、甚だ遺憾とする所である。此點に就ては他日補訂をなすことにする。

希くは諸賢、編者の意を諒とせられんことを望む。

昭和四年七月上旬

於本町役場

編者 阿部隆幸 識

本町誌目次

第一章 沿革

第一節 古代より近世まで……………一

第二節 明治以降……………四

第三節 葛飾(カツシカ)の由來……………八

第二章 位置面積及地勢

第一節 位置面積……………二

第一項 官有地及民有免租地……………二

第二項 有租地……………三

第三項 本町民及他町村民の本町土地所有者……………三

第二節 地勢……………三

第三章 區劃及大字地名の起源

第一節 區劃……………二四

第二節 大字地名の起源……………一九

第四章 戸數人口及建物

第一節 戸數人口……………二三

第一項 戸數人口累年比較其一(自大正十二年至昭和元年)……………二三

第二項 戸數人口累年比較其二(自昭和二年至昭和三年)……………二五

第三項 本籍寄留別人口……………二六

第四項 高齡者……………二七

第五項 選舉有權者……………二九

第二節 建物……………三〇

第五章 自治

第一節 自治の組織……………三三

第一項 歴代町村長……………三四

第二項 歴代助役……………三五

一、町長代理助役 伊東孝一

第三項 歴代收入役……………三七

第二節 町村會議員……………三六

第三節 區長及區長代理者……………三三

第四節 役場組織及吏員……………三三

第一項 役場組織……………三四

第二項 吏員……………三四

第六章 條例規程規則及事務日誌

第一節 條例及規程規則……………四六

第一項 例……………四七

- 一、公告式條例
- 二、道路、溝渠、堤塘、土地使用料條例
- 三、有給吏員退職給與金條例
- 四、有給吏員年功加俸條例
- 五、有給吏員遺族扶助料條例

第二項 規程規則……………五四

目次

一、役場處務規程 二、會計規程 三、町有財產管理規程 四、工事執行規程 五、建築工事執行規程 六、名譽職員報酬額費用辨償額及其支給規程 七、有給吏員以下給料額及其支給規程 八、町會議事規則 九、傍聽人取締規則

第二節 事務日誌…………… 八六

第七章 財政

第一節 財政の概況…………… 一〇八

第二節 歳入出豫算…………… 一〇九

 第一項 歳入累年比較(自大正十四年度至昭和三年度)…………… 一一〇

 第二項 歳出累年比較(自大正十四年度至昭和三年度)…………… 一一一

 第三項 臨時部歳出累年比較(自大正十四年度至昭和三年度)…………… 一一二

第三節 町村債…………… 一一三

第四節 町有財產…………… 一一五

 第一項 土地及建物…………… 一二六

 第二項 現金及有價證券…………… 一二七

第五節 租稅公課…………… 一二八

第一項 國稅累年比較(自大正十二年度至昭和二年度)…………… 一二九

 一、地租額別人員 二、個人營業稅及營業收益稅額別人員 三、第三種所得稅額別人員

第二項 府稅累年比較(自大正十二年度至昭和二年度)…………… 一三三

第三項 町村稅累年比較(自大正十二年度至昭和二年度)…………… 一三四

第四項 町村稅賦課率累年比較(自大正十二年度至昭和二年度)…………… 一三五

第八章 教育

第一節 教育の概況…………… 一三六

 附、被仰出書

第二節 本田小學校の沿革…………… 一四〇

 第一項 本田村立本田東尋常小學校…………… 一三一

 第二項 本田村立本田西尋常小學校…………… 一三一

 第三項 本田町立尋常高等小學校…………… 一三三

 附、本田小學校工事報告

第三節 學齡兒童……………一三六

 第一項 在學兒童累年比較(自大正十二年至昭和三年)……………一三六

 第二項 生徒動態……………一三七

 第三項 卒業生累年比較(自大正十四年至昭和三年)……………一三八

第四節 校舍及學級編制……………一三九

 第一項 校 舍……………一三九

 第二項 學級編制……………一三九

第五節 職 員……………一四〇

 第一項 歷代校長……………一四一

 第二項 教 員……………一四二

第六節 學務委員……………一四二

第七節 實補習學校……………一四五

 第一項 學級編制……………一四五

 第二項 職 員……………一四五

第八節 青年訓練所……………一四六

附、設置認可書

 第一項 組 織……………一四六

 第二項 入所者及修了者……………一四七

第九章 衛 生……………一四八

 第一節 衛生の概況……………一四八

 第二節 傳染病……………一四九

 第一項 傳染病別累年比較(自大正十五年至昭和三年)……………一五〇

 第二項 傳染病死亡者……………一五一

 第三項 種痘人員累年比較(自大正十二年至昭和三年)……………一五二

 第三節 出產死亡……………一五二

 第一項 出產死亡累年比較……………一五四

 一、大字別出產比較(自大正十二年至昭和三年) 二、年齡別死亡比較(自大正十二年至昭和三年)

 第四節 醫師、齒科醫師、藥劑師及產婆……………一五七

第一項 醫師……………一五六

第二項 齒科醫師……………一五九

第三項 藥劑師……………一六〇

第四項 産 婆……………一六一

第五節 下水デ―……………一六三

第六節 私設水道……………一六三

 第一項 私設水道比較……………一六四

第七節 水量と水質……………一六五

 第一項 衛生學的井水の検査……………一六六

 附、水質試験検査書……………一六六

 第二項 飲料水の分拆検査……………一六九

第十章 兵 事……………一七〇

 第一節 兵事の概況……………一七〇

 附、太政官徴兵告諭……………一七〇

第二節 徴 兵……………一七二

 第一項 壯丁体格検査累年比較(自大正十二年至昭和三年)……………一七三

 第二項 壯丁學力程度累年比較(自大正十二年至昭和三年)……………一七四

 第三項 現役、補充、後豫備兵……………一七五

 一、現役兵 二、補充兵 三、豫備兵 四、後備兵

第三節 出征軍人……………一七九

 一、戦功者 伊東金太郎

 第一項 戦死病没者……………一八二

 第二項 帶勳者……………一八三

 第四節 帝國在郷軍人會本田町分會……………一八六

 第一項 歴代分會長……………一八八

 第二項 役 員……………一八八

 第三項 班 長……………一九九

第十一章 警 備……………一九九

第一節 消防の概況……………一九〇

附、訓令書

第二節 消防組……………一九四

第一項 組 織……………一九四

一、役員 二、機具

第三節 歴代組頭……………一九六

一、消防組頭 杉浦力松

第四節 火 災……………一九九

第一項 南葛二十ヶ町村火災統計……………一九九

第五節 警備委員……………二〇一

第六節 警 察……………二〇一

第一項 巡查駐在所……………二〇三

第二項 巡查派出所……………二〇三

第十二章 交通及水運……………二〇三

第一節 交通の概況……………二〇四

第二節 交通機關……………二〇五

第一項 府費支辨道路……………二〇五

第二項 府費補助道路……………二〇六

第三項 町費支辨道路……………二〇六

第四項 橋 梁……………二〇八

第五項 車輛及船舶累年比較(自大正十二年至昭和三年)……………二〇九

第三節 水 運……………二一〇

第十三章 通 信

第一節 通信の概況……………二一一

一、本田郵便局長淺岡勝太郎 二、立石郵便局長清田常吉

第二節 郵 便……………二一四

第一項 取扱事務……………二一七

- 一、普便郵便物
- 二、郵便貯金
- 三、振替貯金
- 四、郵便爲替
- 五、恩給年金
- 六、簡易保険
- 七、郵便年金
- 八、郵便切手、ハガキ、收入印紙賣捌

第三節 電信電話……………二二七

 第一項 電信取扱件数……………二二七

 第二項 電話取扱件数……………二二七

第十四章 社会事業

 第一節 社会事業の概況……………二二八

 附、五人組連列帳

 第二節 社会事業団体……………二二七

 第一項 日本赤十字社……………二二七

 第二項 愛国婦人会……………二二八

 第三項 帝國水難救済会……………二二九

 第四項 日本海員救済会……………二二九

 第三節 救護……………二二九

 第一項 済生會職業別診療件数……………二三〇

 第二項 行旅病者……………二三〇

第十五章 産業

 第一節 産業の概況……………二三一

 第二節 農業……………二三二

 第三節 工業……………二三三

 第一項 工場統計表……………二三四

 一、大和護謨製作所 二、日本製紙株式会社 三、東京マルメット株式会社

 第四節 商業……………二四二

第十六章 公益団体

 第一節 有限責任本田町信用組合……………二四三

 第一項 組合の概況……………二四三

 一、申請人 二、役員 三、組合長 吉澤又治郎

 第二項 組合一覽……………二四八

 第三項 組合の定款……………二五〇

 第二節 水利組合……………二六三

第一項 水利組合費累年比較(自大正十二年度至昭和三年度).....二六四

第三節 青年團.....二六四

第一項 歷代團長.....二六六

一、團長 北村達郎

第二項 役員.....二六七

一、役員 二、分團長

第四節 女子青年團.....二六九

第五節 保護者會.....二七〇

第一項 保護者會趣旨.....二七一

第二項 會 則.....二七三

第三項 役 員.....二七六

第六節 教育會.....二八二

第一項 會 則.....二八四

第十七章 施設事業

第一節 第二尋常小學校築建.....二八七

附、起債許可書

第一項 校舍及學級編制.....二九〇

一、校舍 二、學級編制

第二節 自動車唧筒の設備.....二九四

第三節 町制祝賀並本田町立第二尋常小學校開校式.....二九六

第一項 協賛會.....二九七

第二項 祝 辭.....二九九

第三項 町治功勞者表彰.....三〇一

第十八章 社寺及名所舊蹟

第一節 社 社.....三〇七

第一項 神社及其祭神.....三〇八

第二項 主なる神社の沿革.....三一九

一、白髭神社 二、熊野神社 三、王子神社

第二節 寺院..... 三三四

第一項 寺院及其本尊..... 三三五

第二項 主なる寺院の由來..... 三三六

一、寶木塚邊江山四光寺 二、超越山四光寺 三、青龍山淨光寺

第三節 名所舊蹟..... 三四六

一、袈裟掛ノ松 二、清重稻荷 三、立石稻荷(立石様) 四、白鳥沼 五、鷹番前橋

六、登美ノ松 七、曳舟川 八、吉野園

第十九章 耕地整理組合

第一節 耕地整理組合..... 三六三

一、本町耕地整理最初の主唱者 清田彌助

第二項 立石耕地整理組合..... 三六五

一、整理費收支豫算決算表 二、整理地新舊比較

第二項 本田耕地整理組合..... 三六八

一、整理地新舊比較

第三項 中央耕地整理組合..... 三七〇

一、整理地新舊比較

第四項 中川耕地整理組合..... 三七三

一、整理費收支豫算表 二、整理地新舊比較

第五項 川端耕地整理組合..... 三七七

一、整理地新舊比較

第六項 四ツ木耕地整理組合..... 三七九

一、昭和三年度經費收支豫算 二、整理地面積比較

追補

軌道..... 三八四

目次終り

町制施行紀念 本田町誌

第一章 沿革

第一節 古代より近世まで

宇宙森羅萬象悉く靜止し得ざること之即ち自然の現象である、天体然り、空間然り、水陸また然りである。今當地を古へに尋ねて見るに

新編風土記稿に曰く

「按ずるに古へは下總國との間に入江ありて埼玉の地先までに挿入りたり、奈良御門の御時埼玉の入江等と歌にも詠みしことは萬葉集東國歌に見たり、されば本郡中の大部分は當時江の中なり、然れども潮水退きて後土地の開けしは、延喜以來永和の頃に至るまで五百年程の間に次第に出來したるべし」云々と見ゆ

しかしながらこれは多少海水の減退を晚く見すぎてはゐるが、大體に於て當を得たるものと傳へ

られてゐる。

これに依て見れば本町も亦元は海水に没してゐたものが、其後海水の減退により陸地となつたものなることを窺知することが出来るが、その陸地となつたのは今より凡そ一千八百餘年前のことである。

斯くして自然の變動に伴ひ地勢にまた變化を來たし人類生存するに至り、國之れを治するに及び行政上何分かの區劃を行ふに至れるものである。即ち本町は當時下總國に屬してゐたもので、今日稱ふるが如き町村名や大字名の無きは論を俟たざる所である。

之れ和名鈔によつて見るも明かなる事實である。

以下各時代に於ける一般的變遷を探ぐるにまづ奈良朝時代には全國を郡に分ち、郡を郷に分ち、郷は更に之れを里に分かつた、之れ即ち當時の行政區劃方法である、しかして當地は當時葛東、葛西の二郡に分かれたれ、本町は葛西のうちの浮島郷の區域にあつたことは「日本地理資料」に記載されてゐる、然るに其後藤原時代以降は朝廷の政治の威令は、漸く全土に及び難く、地方は武士の制禦を受けて形式よりも、實質を重んずるやうになつたので、郷、里、の區劃の如きは殆んど、人民の任意に改廢せられたので、従つて此郷、里、の變遷を明かにすることは極めて、

困難であるから今は只「日本地理資料」の記載を以て當時を知るの外はない。されば本町の木毛河(今の上木下川)の淨光寺藏應永三十三年の文書、並に相摸の國鶴ヶ岡八幡の供僧相承院所藏の同年文書中に、

「下總の國葛西御厨上木毛河郷内藥師堂云々」とあるによれば浮島郷の一部或は全部の地區が其後上木毛河郷と改稱せられたとも知らる。

鎌倉時代以降戰國時代に至る間は、當南葛飾郡の大部分は、葛西三郎散位平朝臣清重の所領となつてゐた。俗に葛西御厨の名あるは是が爲である。(御厨とはもと御供を調達する屋舎を云ふたもので後に至りその御厨のある地の地名となつたものである)

「下總國葛西御厨注文」と云ふ文書によつて見れば、本町内にも同御厨は、澁江に二十八町歩、上木毛川に三十六町歩、下木毛川に二十二町四反、立石に二十一町三反と云ふやうに各所に散在してゐた。

越えて第百六代後陽成天皇の天正十八年豊臣秀吉が、北條氏を征服して其舊領關東の地を徳川家康に與へ、家康は江戸の地を卜して居城と定めた、この時江戸府内は町奉行の管下に屬し府外の郡部は關東代官之を支配し、江戸附近を司配する代官は役所を馬喰町に置き、之を稱して郡代屋

敷と云つた。その職權は恰も今の府縣知事並に警視總監を兼ねたやうなもので、一年一回は必ず管下を巡察し、その時は鐵棒引を案内とし、警蹕の聲高らかに其の勢ひ頗る毫であつた。

此の代官の下には所謂名主が各村にあり、領土の異なることに個々別々であつて一村内に數領あるときは、名主また數人を置いたのである。しかしてこの名主は、現今の市町村長と警察署長及び稅務署長との職務を舉行し、またその下には年寄組頭、百姓代と稱する機關があつて、事ある毎に名主を助けて事務の協議に關與し、其他一般民衆の間にあつては五人組と云つて、所謂隣保相助の制度となつてゐた。この制度のうちには今日の云ふ、自治精神と相互扶助との連帶責任の概念が強く織り込まれ、實に嚴格にして且つ人情深く行はれたものである。(第十四章參照)此の點に付いては今尙幾多參考として足るべきものが尠からぬ。しかしながら其後月を経、年を追ふに連れ、住民の出入益々頻繁となるや、自然その制度の影は薄くなつたが、明治維新まではなほ存續してゐたことは、傳記に遺されてある

第二節 明治以降

かくして徳川十五代二百六十八年間の、榮えに榮えた大江戸も、明治維新となるや徳川氏とその運命を共にし、幕府は倒れ麾下の武士は離散し、江戸繁榮の母體であつた三百諸侯は悉くその

封土に去りたる結果、人民も亦社會の不安と混亂とに脅えて、之また離散し、さしもの殷盛を誇つた大江戸も、茲に至つて全く昔日の面影を失ひ、城下は空しく愁風秋雨の巷と化して終つた。

しかれ共維新の大業成るに及び、三世紀の永きに亘る幕政は、茲に終焉を告げて王政再び古に復し、明治元年七月大詔煥發江戸は東京と改稱せられ、また廢藩置縣の制布かれて、我南葛飾郡は武藏縣に編入し全二年小菅縣となり四年には更に東京府の管下に移り、大區小區の制が定められた。以來二三の變革を経て聯合戸長の制となり、明治二十二年四月初めて町村制を施行せらるゝに及び、こゝに我本田町の前身本田村が生れたのであるが、その本田村は澁江村外九ヶ村の合併したるものである。

當時本町役場は中川沿岸に近かき大字川端地内に置かれたが、其後町の中央部たる現在の場所に移轉したるものである。

有史以來最も永き明治の四十四年間、明治大帝の御威徳四海に輝き、國威益々發揚し世界の文明強國に列するに至るや、國內の行政、政治、教育、經濟等悉く急速なる進歩發達を來たし、實に今日の大日本帝國を建設したる、時代として特筆大書すべきである。

この永き明治時代も過ぎて大正の御代となつた當時の本町は、その住民の殆んど全部は先代の業

を繼ぎ農業に従事し、一農村部落にして東京市との交通も亦頗る不便であつたので、従つて他方面より移住するものは極めて稀で、當時の本町の戸数は僅かに五百三十五戸、人口三千有餘人に過ぎざる寒村であつた。

然るに爾來本町の地域は、工業地域として夙に、都人士の嚮望するところとなり、漸次移住して商工業に従事するもの増加したるに反し農業に従事するもの次第に減少し、商工業は益々その發展を來した。

之蓋し東京市の膨脹に基因するも、亦一つは本所區押上町と千葉市を連絡する、京成電車の開通に依つて、交通機關の備はつたことに原因することも亦大なるものがある。

大正三年四月一日本町の西部を流る、綾瀬川に沿ふた、荒川の改修工事に着手し之れが完成して之れを荒川放水路と稱し、隅田川並に本町方面の水害を防止せるのみならず、水運の利便を圖つた。これによつて本町が屢々水害を蒙つたことも、全く一掃し住民の安堵を求めることが出來た。なほ全月三日には本町と奥戸村の二ヶ町村よりなる、中川架橋組合を組織せられ、本町大字立石と奥戸村大字奥戸新田の間の中川に架橋し、以て從來の渡船を廢し完全なる交通の連絡をなした。

以來二三の變遷を辿り、大正十二年九月一日の關東大震災に見舞はれたが、當時町としては被害の大なるものはなかりしも、市内よりの避難民約五萬と註せられた大衆の救護については町内の各種團體極力奔走したことは、今尙その記憶の新なるものがある。

其後東京市の復興事業たる區劃整理は斷行せられ、其の結果本町に移住するもの、枚擧に遑あらず、之が爲め茫漠たる耕地原野も一朝にして、宅地と化し商家、住宅工場等の建物密集し、戸數人口も急激に増加し、戸數は二千一百四十戸となり、人口は一萬六百八十二人と云ふ大激増を來した。

越えて昭和の御代となるや、本町の商工業は急激に發展し、正に都會化して昔日の茫漠として徒らに萩草の繁茂したる一無人郷であつた、當地としては一夕の夢とのみ思はれぬであらう。こゝに於て政府は曩に本町を乙種工業地域内に編入したのであるが、全三年三月一日には町制施行せられ、四月には更に市街地建築物法をも實施せらるゝに至つた。

これ今日の本町として、廣大なる面積を有し郊外無比の大町村たるべき素性の存すること、實に喜ばしき次第である。

第三節 葛飾(カツシカ)の由来

今日葛飾(カツシカ)と云ふ文字を有する郡名に北葛飾、東葛飾、及び本郡の南葛飾の三郡がある。従つて之等三郡の地は勿論古より葛飾と云ふ地域であつたことは明かである、故に本町の歴史を説かんとせば、勢ひこの葛飾と云ふ地名の由来を明かにする必要がある。

抑々葛飾と云ふ名稱は純國語なるや否や、それさえ未だ疑はるゝ次第である。然り現今各地の地名に又其他の名詞に外國語のあるにも不拘、國語と等しく之を用ひられてゐるものは決して少くない、即ち煙草(タバコ)、羅紗(ラシヤ)と云ふ語は和蘭語で、合羽(カツバ)は西班牙語である又我孫子(アビコ)潮來(イタコ)等と云ふ言葉はアイヌ語であつて純國語ではないのである、然るに之等の言葉は國語と同様に吾人の使用する所である。

しかして葛飾(カツシカ)と云ふ語も亦果して純國語なりや、アイヌ語なりや、未だ頼るべきものなき今日之を斷定する由なし、従つて(カツシカ)と云ふ文字は一定せず、萬葉集には勝鹿、勝牡鹿、可都思加、或は可豆思賀、等と書き、續日本記や拾芥抄等には葛飴と書かれ今日葛飾と書くもその何れの文字が適當なりや之亦信すべき文献のなきは遺憾である、坪井九萬三博士の傳ふるところによれば(カツシカ)とは、「狩場の方」とでも云ふべき意味で恐らく南洋系統の民族によ

つて名付けられたものではないかと云はれてゐる。又江戸時代の多くの學者は(カツシカ)は葛繁であつてこの地が武藏野の東で原野が廣く葛のいと繁かりしよりの名ならんと云ふ説を首肯してゐる。

かくして名付けられたる葛飾(カツシカ)とは如何なる範圍の地を云ふのであるかと云ふに、その當時は現在の如く一府二縣に亘る廣汎なる地域なりや、將又今日のどの邊でありや明かでないが和名鈔所載の郷名配置の研究に基き二説に大別して見れば、一は下總舊事考の著者清宮秀堅を初め、日本地理資料の村岡良弼及び大日本史の國郡志等の説く所にして、北は今の埼玉縣北葛飾郡の栗橋町並に杉戸町邊から南は今の南葛飾郡に至り、東は千葉縣東葛飾郡の船橋町までの區域にして、他の一は吉田東伍博士の説明するところにして、千葉縣流山町附近より以南東は船橋町に至り西は今の南葛飾郡と北葛飾郡の南部の一小部分の地區を含むと云ふのである、即ち前説は地域頗る廣汎にして後説は之に反し非常に縮少したる地域である、若し後説に賛する時は葛飾の地は今の東葛飾郡市川町の高台(國府台)を中心として名付けられたものとも窺はれる。

萬葉集に見ゆる真間の入江、真間の繼橋等の名または「葛飾の真間の手兒奈がありしかば真間の磯邊に波も動響に埼玉の津に居る船の風を痛み云々」とあり

當時は如何にこの地方の政治的にも經濟的にも繁昌したかが想像するに難くない、故に今の市川真間と云ふのも恐らくはこの頃よりの地名であらう。

爾來葛飾の地は平安朝の中頃より朝廷の威令弛緩し一下役の爲め蹂躪せらるゝに至り、桓武天皇の御子葛原親王の後胤千葉氏（葛西氏の先祖）は千葉氏の先祖常將以來下總の千葉郡に居住した關係上千葉氏と稱ふることとなり、葛西氏は葛西の地に居住していたので葛西氏と云ふに至つた。されば葛西とは何れの地方を指したるものであらうか、仙覺律師の萬葉集の抄を見ると（カツシカ）は下總の國葛飾の郡なり、かの（カツシカ）の郡の中にふとる大河あり、河の東を葛東の郡と云ひ、河の西をば葛西の郡と云ふとあつて、これに據れば、ふとる川（太日川）は今の江戸川を堺にて東西に別れたことが明かであるが、何時頃より葛飾と云ふ地名が起つたのであらうか據つて見るべきものなしと雖も有史以前既にその地名の存したことは、前節に述べたところによつて察知し得るが、葛飾郡が東西に二分したのは（治安三年の春武藏野の介藤原の眞枝が敕宣に背いたので將恒が之を征服し勝利を得その功に依つて（中畧）下總葛西の郡を賜り云々）と千葉大系圖にあるより見れば、尙それ以前二三十年前即ち今より凡そ九百四十餘年前一條天皇の永延年間頃より二分されてゐたものと思はれる。

第二章 位置面積及地勢

第一節 位置面積

本町は東京市を距る約二十丁の東北東に位し、三方は何れも河川に依て繞られてゐる。即ち本町の西部は北より南に流るゝ綾瀬川並に之と併行して流るゝ荒川放水路に依て吾嬭、寺島及び隅田の三町に界し、東南は中川を隔てゝ奥戸村に相對す、而して北部一帯は耕地に依り南綾瀬川並に亀青村に接續したる一望平坦なる町である。

本町全面積は〇、三二四方里で極東大字立石字前野より、極西大字若宮字綾瀬川間の距離は一千二百間にして、極北大字立石字屋敷廻りより、極南大字上木下川字塚越の間は一千四百五十間で東西の距離よりも長きこと二百五十間である。

第一項 官有地及民有免租地（昭和三年十二月末日現在）

社	地	目	反	別	筆數	地	目	反	別	筆數
	地		一、四〇〇八		一九	軌道用地		三、三四二二		一九六

地目	反	別	地	價	筆	數
寺地	一、六八一九	一	一一		一、三四二六	一四〇
稻干場	三〇三	七			六〇六	一
學校敷地	六五〇三	一八			六八一二	二八
墓地	一、二七一九	三六			一〇、四八二八	四五六
計						
水道用地						
登記手續中ノ						
役場敷地						
全學校敷地						

第二項 有租地

(昭和三年十二月末日現在)

地目	反	別	地	價	筆	數
宅地	二〇一、五八二〇		一〇〇、二二二、五九		三、七六四	
畑	五〇、四三〇六		九、五〇九、一九		一、三五八	
沼池	六四、五三三〇		六四、二八二、〇九		一、二三二	
山林	四、〇一〇七		二一一、二二		八〇	
山	二二七		六一		二	
原	六、一三〇二		一三七、五八		八四	
計	三二六、七二二二		一七四、三五三、二八		六、五二〇	

第三項 本町民及他町村民の本町土地所有者

(昭和三年十二月末日現在)

大字名	人員	大字名	人員	大字名	人員
寶木塚	三六 _人	上木下川	五一 _人	淡ノ須	二〇 _人
篠原	二六	川端	五二	立石	九三
四ッ木	四二	原	一六	他町村	一八五
若宮	八	梅田	一八	計	六六四
澁江	九一	中原	二六		

第二節 地勢

本町の地勢は概ね平坦にして、全土よりすれば北部より南部に傾斜す、従て周圍を流る、河川は南端上木川地點を通じて東京灣に濶く。

地質は第四紀の新層に屬したる沖積土にして、埴土及び埴土垺土多く一般に地味豊饒である。故

に農村當時は相當農産物豊かなりしも、元來水運には自然に恵まれたる地の理を占めてゐる爲め都人士には早くも本町の工業地帯として囑望せらるゝところとなり、夙に商工業の發展を來たし漸次農村の俵を失ふに至つた。

惟ふに人類の生存は河川の沿岸に最も適してゐることは、原始時代の史を繙いて見るも知り得べく、その河川が如何に人類には密接なる關係を有してゐるかは自然的現象と見るべきであらう。その實例を見るに近くは東京市が彼の隅田川沿岸に於て、當時江戸の繁華を促進したことや、大阪の商工業地として今日殷賑を來たした原因が、淀川沿岸にあつたことは近世文明の今日と雖も到底否定を許さぬ史實である。

之蓋し本町の益々發展を來たすの所以は、先づ以て叙上の關係より見て自然の狀勢であらねばならぬ。

第三章 區劃及大字地名の起源

第一節 區劃

本町は十六大字六十七小字よりなり、地番は各大字毎によつて異なる、之が大字區劃は町村制

施行後大正四年頃迄には三四の變化を來したが、それ以降は殆んど變化はない。その主なる變化を來したるものは明治二十二年町村制施行の當時大字青戸は龜青村より、また大字堀切は南綾瀬町より各分離し、大字隅田、若宮及び善左衛門等は、大正三年荒川改修工事の結果隅田町より分離して夫々本町に編入した。之に反し同改修工事に伴ひ大字下木下川の部分は殆んど全部吾嬭町に編入するに至れるものであるが、本町全土より見れば面積に於て多少縮少したる結果となる。

大字	字	地番	大字	字	地番
寶木塚	西宮	一〇六一	篠原	稻荷	一一三一
	南道	二一〇七		前堀	一一〇四
	前道	二二五二		井堀	二〇七一
	中道	三〇四二		寶木塚前	二〇八二
	北沼	四四〇六		五反田	二一三三
用水向	五四八一	壹町田	二六六六		
			前田	三二四七	
				三二五	

大字	堀切	四ツ木	隅田	若宮	善左衛門					
字	篠原後	東屋	西屋	綾瀬	大北	大道南	大北	綾瀬	鞍曲	沼耕地
地番	四〇一	一六〇	三一六	〇〇二	八八一	一四九	二四四	三三七	四二一	五四八
大字	川端									
字	後	龜沼	下田	屋敷廻り	長柄杓	古道	萩島	西ノ谷	堤外	
地番	一七〇	二九一	四七二	五四七	六五八	七〇三	九三〇	八七九	八八二	

大字	澁江				上木下川				中原			
字	霜田	川端入合	綾瀬川	塚越	綾瀬川	西	藥師前	東屋敷廻り	堤後	二枚田		
地番	六九八	八四九	〇八五	一四二	三六四	五六七	八〇六	二〇一	三七〇	三七八		
大字	淡之須											
字	居村	西地	宅地	北浦	觀音免	前野	四ツ木新田	宅地廻り	堤外	西耕地		
地番	一七五	二七二	三一七	九四一	一七九	二九七	三〇九	一七三	一六五	三一六		

大字	字	地	番	大字	字	地	番
立石	前野	至白	一二四一	立石	町張		八七五六
	堀ノ内		一九七五		小谷田		八七八四
	諏訪前		二九九八		下ノ外河原		九三七九
	前沼東		四〇九九		上ノ外河原		九六三四
	前沼西		五四二〇		上ノ榎		一〇九六五
	菱田		六一八七		下ノ榎		一〇〇三二
	梅田前		六六一九				〇〇六七
	荒田		六六六六				
	西耕地		七六八九				
	横手		八七五八				

第二節 大字地名の起源

本町は沿革の章に於て説述した通り、往時は地理的にも將又歴史的にも相當變化が多い、殊に昔日に於ける事蹟を以て地名となすことは全國を通じて見ても數多あり、從て今日之等の地名の由來を尋ねて見ることは、誠に意義深きこと、信ずる故にこゝに各大字名の起源を古へにたどり左に項を改めて示す。

寶木塚 はもと法喜塚と云ひ、古に遡ること約七百三十餘年前よりその名あり、當時は一つの塚の名稱であつた。

寶木塚西光寺略縁起録中に曰く、

元仁元甲申年五月澁江の館に見真大師を請し、士民と共に法縁に連り無疑の深信を發し髻を斷ちて清重入道なし、大師の門下に列し西光房善慶と賜る（中畧）庭松を大師常に愛玩在して、此枝に安陀衣を懸けさせられ屢庭石（今尙存せり）に腰を掛けて、朗月を眺め道俗を教化し玉ひ是ぞ法義を喜ぶ表示の松（今も古株あり）と曰へり、這松因村名となす。

初めは法喜塚と云ふ、令税して寶樹塚と通稱す云々。

とある、即ち見真大師（親鸞上人を云ふ）が往時此地にありて道俗を教化するに當り、偶々大字

寶木塚西光寺境内に在る石上に腰を下しその傍にありし老松の枝に上衣を掛けて、日夜教化宣傳に力めるのが常例とした。これより上人歸洛するに及び自らこゝを法喜塚と稱せしが、その後寶樹塚と改稱するに至り當地一帯を寶樹塚村と呼稱するやうになつたが、町村制施行せらるゝや大字名と變じた。考察するに今日寶木塚と書くは寶樹塚の誤りならずや、また大師の上衣を掛けたと云ふ老松は現在玉垣を繞らし之れを保存してゐる、稱して袈裟掛けの松と云ふ。

四ツ木 舊記録(山口重太郎所藏)に曰く、

承平三年(今より凡そ千五十餘年前)甲子の八月常陸の國森田の城主平親王政かど(將門)てうてきむほんにつのり、みづから親王をたてられ、是に仍りちようてきほろぼしに、清和源氏ちやくりう六孫王常元(經基)にちよつかんありて、關東に下向あり武藏の國三田の城へお下向ありて、三田の城主渡邊某を伴ひたち、土浦の城へおこもりあり、森田の城主將門とお戦ひ數度ありて、段々お引上り武藏の國宮戸川のおちんお戦ひ數度、その時、お見方(味方)の勇士播磨の國の住人山口藏人信忠あまたの戦ひに疲れ足なえして、葛西の野山に籠りこゝにお成り、大木おい茂り是を住所に致し主従五人相こもり、時に六孫王經基へおひとまお願ひ半年ばかりおくり、木の實、草の實を食しながら五石(五穀)を作ること自然と覺え、つひに民家

と成る故にこの大木四本の下を住所としたる爲め村名「四ツ木」と云ふ、主従の家五軒となる(以下畧す)云々

とある。即ち今より凡そ一千五十餘年前平親王將門と戦ひたる、六孫王經基の家臣山口藏人信忠が、その戦ひに破れ戦陣常陸の國より退き今の大字四ツ木白鬚神社境内に當時ありし四本の大木の下を住所と定め、以來半年餘居住し作物の栽培を覺えて、部下五人と暮したと云ふ。これより當地を四ツ木村と云ひたるものであるが、現在澁江西光寺前に居住中なる山口重太郎は山口藏人信忠の子孫である。

澁江 はその地名の由來を審にする文献に接せず甚だ遺憾であるが、澁江白鬚神社に藏する東鑑によれば、

澁江は治承、文治の頃は九子の莊と云ひたるならん云々とあり、また、

治承四年庚子十一月十日常陸國佐竹太郎義政同冠者秀義を征伐して、凱陣し鎌倉に歸り給ふ、條下に武藏國丸子莊を以て葛西三郎清重に賜ふ云々とあり、

磯部瀨左衛門義保(磯部土佐守義任の十世の裔)の建立せる墓碑に刻して曰く、

澁江は昔里見氏の陣屋の跡なりとあり、

江戸名所圖繪第十九卷の註に曰く、

小田原北條家の古文書に山中内匠介所領に澁江の地名を註し加へたり云々とある。

依之觀之れば治承年間頃までは丸子莊と云ひしものをその後に加へて澁江と稱するに至りたることを窺知することが出来る。即ち今より約七百餘年前は澁江とは稱せず當時葛西三郎清重が、當地に留まりたる所に名付けられた地名なることと信ず。

立石^〇 は後章名所舊蹟の章に於て詳しく説明してあるからこゝには重複を避け一言に止めて置くことにする。

今より凡そ一千數十年前今の熊野神社附近に自生か、否か、その由來未だ不明なりと云ふ、一本の柱狀をなし地中より直立した石がある、當時この石の根底を探らんとして住民土中を穿つこと數日なるも、なほ探り當らず、偶々悪疫の流行ありしよりこれを怖れて中止せりと傳ふ、これより此石を一つの靈石として、立石明神に祭り、(今尚立石様立石稻荷神社として祭る)當地を立石と云ふに至れり之即ち現在の大字立石と稱する地名の起りし所以である。(第十八章參照)

第四章 戸数人口及建物

第一節 戸数人口

本町戸数人口の異動は新興町村のそれと同じく、甚だしきものあり、今より十八年前の大正元年には僅かに戸數百二十戸人口二千九百余人に過ぎなかつた。之畢竟當時の本村は交通機關も不備なりしがため、當地に移住するものも極めて稀であつたからである。

然るに其後大正十二年の關東震災の影響を受け、東京市内より移住するもの次第に増加するに及び、大正十四年には一萬三千人を突破し、十八年後の今日は二萬三千余人の大發展を來したのである。之に伴ひ本籍者又は寄留者も増大し、その數實に二萬一千三百二十五人の多きに達した。之より見れば本町住民中、無寄留者の比較的少なきを窺知することが出来る。

さりながら前述の如く新興町村の本町は人口の異動常なき状態なれども、年々戸数人口の激増することは、我南葛二十ヶ町村中最大なりと云ふべきであつて、若しこの状態にて増加するに於ては本郡最大町村の吾嬭町の、七萬二千余の人口もこゝ數年後には稍々追従するものと思はる。

第一項 戸数人口累年比較 (其一)

(自大正十四年至昭和元年)

大字別	種別	年次	
		大正十四年	昭和元年
寶木塚	人	二〇七	二二七
	口	四三六	四三二
篠原	人	三六三	四六七
	口	七四六	四〇一
四木	人	九六一	九〇八
	口	一八四八	九〇八
若宮	人	二六	二五六
	口	四四二	四九六
澁川	人	一七九	二二二
	口	三三三	四五一
上木下川	人	五八	七九
	口	一一四九	一五九〇
川端	人	二八六	四八八
	口	六二二	四八八
原田	人	一〇五	八三一
	口	一一五	四三三
梅原	人	一四	九
	口	一四	六四
中須	人	一六三	一七六
	口	二六七	一六一
淡之石	人	二八	二二
	口	二二七	二四四
立計	人	二九七	一六〇三
	口	一三二九	七五六八
計	人	六七三	八八八
	口	一三五九	一五八五六
		戸數	戸數
		八七	四四四

第二項 戶數人口累年比較 (其二)
(自昭和二年至全三年)

大字別	種別	年次	
		昭和二年	昭和三年
寶木塚	人	二八二	二四三
	口	五六〇	四九二
篠原	人	四九一	五九四
	口	九六五	一一五二
四木	人	一〇五七	一一三二
	口	二〇〇八	二五五三
若宮	人	二九二	三三二
	口	五七一	六〇一
澁川	人	三〇七	二九五八
	口	五九七	六〇〇
上木下川	人	八六八	一一〇二
	口	一七四	二二七
川端	人	五〇二	二九八
	口	九六七	一三三七
原田	人	八五九	一〇八四
	口	一六九	二二五
梅原	人	一四八	二〇七
	口	二八一	四〇七
中須	人	一四九	一一二
	口	二七三	二〇九
淡之須	人	二五	一五二
	口	四〇六	五九
		戸數	戸數
		九二	九九

計	立石
二〇九二	一八五
一〇〇三	九三六
三九七	一九四八
九九〇	五〇八四
二九三七	二六九四
二八二	一一七四
五七五	二八六八
一四九九	五九〇七

第三項 本籍寄留別人口

(昭和三年十二月末日現在)

大字別	種別		計	寄留		計	現住人口
	本	籍		男	女		
寶木塚	二三五	一九五	四三〇	八四	七五	一五九	五七九
篠原	一九〇	二〇七	三九七	四〇五	三三四	七三九	一三六
四ツ木	五五五	四九九	一〇五四	七七五	八二四	一五九七	二六三
若宮	八二	七二	一五三	二〇五	一六八	三三三	五二五
澁江	八三〇	八〇〇	一六三〇	二二三	一七八	三九〇九	五三三九
上木下川	三五五	三五五	七一〇	六七三	五七六	二四九九	一九九九
川端	二五三	二二七	四八〇	四一九	三六六	七八五	二七四
原	二八一	二七六	五五九	七三〇	六四四	一三七四	一九三

第四項 高齢者

(昭和三年十一月十日御大典當日現在)

計	立石	淡之	梅須	中原
三九二	八四〇	二七	九〇	一〇六
三七六	八二〇	二五	九七	一〇二
七九	一六〇	二五	一七	二〇八
七〇三	一四九	五	二六	四
六五四	一五九五	三七	九四	四五
一三六二七	三〇五三	八九	二〇	九〇
二二三五	四七三	三一	三九七	二九八

氏名	年齢	従来職業	生年月日	住所
内田なか	八十一歳	農業	嘉永元年十月七日	寶木塚 七三
増田千代	八十一歳	全	全 年三月十四日	篠原 一七五
大塚はつ	八十四歳	ナ	弘化二年十二月五日	澁江 三一九
座間いく	八十一歳	全	嘉永元年七月十九日	全 四一〇
浅岡岩次郎	八十四歳	農	弘化二年四月十日	上木下川 八
篠田すみ	八十二歳	ナ	全 四年十二月二十二日	全 二二二
吉田元八	八十一歳	農業	嘉永二年四月八日	立石 四八

氏名	年齢	従来職業	生年月日	住所
青山みき	八十四歳	ナシ	弘化二年十二月二十二日	梅田 二八
瀧澤くら	八十二歳	全	全 四年六月十日	全 二八
篠宮勘次郎	八十六歳	木挽職	天保十四年十二月二十五日	全 二八
鯉淵いし	八十六歳	ナシ	全十四年七月十七日	四ツ木 一四九
正木たき	八十八歳	全	全十二年五月二十八日	全 二七五
吉井くわ	八十歳	下宿屋	全十二年五月二十二日	瀧江 八六五
森田ちよ	八十五歳	農業	弘化元年四月二日	原 二七五
杉本かよ	八十歳	ナシ	嘉永二年五月十五日	立石 五一四
伊藤勝次郎	八十一歳	集配人	全元年六月一日	全 五九六
小出きち	八十五歳	農業	弘化元年十月二十日	全 六二五
森地昌信	八十一歳	警視廳巡查	嘉永元年七月十五日	全 七五一
島村ふさ	八十七歳	ナシ	天保十三年二月十九日	全 七六二
松田吉太郎	八十五歳	紙函製造業	弘化元年十一月十五日	全 七六五
宮崎マチ	八十二歳	ナシ	全四年十二月一日	梅田 二八九
前川すゑ	八十一歳	全	嘉永元年十月十六日	原 一四一

第五項 選挙有権者

(昭和三年九月十五日現在)

大字別	種別	昭和二年(舊)		昭和二年(新)		昭和三年		増	新	二年	三年
		衆議院	府會	衆議院	府町會	衆議院	府町會				
寶木塚	三三	三三	三三	九〇	八二	一〇〇	九五	六八	五〇	一〇	一三
篠原	三三	三三	三三	一八〇	一八	三二	一八七	一六八	二〇	四二	五九
四ツ木	三三	三三	三三	三六四	二九三	四三三	三七九	三二	二四六	八九	八六
若宮	三三	三三	三三	九〇	七三	八三	八三	八七	六	四	二
澁江	三三	三三	三三	七九	五九	一〇六	八三	七六	四九	二四	二二
上木川	三三	三三	三三	七九	五九	一〇六	八三	七六	四九	二四	二二
川端	三三	三三	三三	二八二	二二二	三〇九	二五九	二五三	二七六	二四	二二
原田	三三	三三	三三	二七二	二二二	三〇九	二五九	二五三	二七六	二四	二二
梅田	三三	三三	三三	二四九	一七四	二五三	一八八	二二二	二七六	二四	二二
中須	三三	三三	三三	二六	二二	三三	二五	二二	二七六	二四	二二
淡之石	三三	三三	三三	五	三	五	三	二	二七六	二四	二二
立之石	三三	三三	三三	五〇	三二	八四	六五	四三	二八〇	三四	二六

計	三〇一	四七	二八七九	二二三	三九五	三〇七	二五七	一六六	一〇七	九五八
---	-----	----	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

註、本表中昭和二年(舊)とあるは制限選挙法に依る有権者数(新)とあるは新法即ち普選に依る有権者数を示す。

第二節 建物

(昭和三年十二月末日現在)

大字別	種別	構造別棟数			計	種類別棟数				計
		二階	平家	其他		木造	石土造	煉瓦造	其他	
寶木塚		六	一九七		二〇三	二〇二				二〇三
篠原		五	二三八		二五二	二五二				二五三
四ッ木		六	四七	一	四八六	四八二		三		四八六
若宮		七	九五		一〇二	一〇一				一〇二
澁江		三	八九七		一〇九	一〇三				一〇九
上木下川		五	三八八		四四	四四				四四
川端		六	二六		二五四	二五四				二五四
原		〇	四二		四六四	四六二		二		四六四

計	梅田				計	中之須				計	立石			
	一四	四	五	一八五		九四	六	三	九		二四八	一〇八	一〇四	七
計	五六八	四〇九	一	四六六	四六二	五	二〇	七	四六六					

左表の如く本町に於ける建築物は大部分木造にして、石造、土造、其他耐久的建物は主として倉庫或は危険物を取扱ふ所の建物にして其數極めて少ない。これをまた構造別に見れば平家建は最も多く、二階建は平家の約八分の一強に當り、三階建以上は僅かに四ッ木日本製紙株式會社の事務所あるに過ぎぬ。

即ち平家總數は四千九十二棟にして、二階家は五百六十八棟である。

この外特殊の建物としては役場廳舎、小學校二、郵便局の公共建物の外、貸席三、説教場二、撞球場三、浴場十九戸あり。なほ將來は益々増加すべく現に郵便局は大字立石にも増設し五月一日より開局した。

第五章 自治

第一節 自治の組織

本町現在の自治機關は町長一名、助役二名、収入役一名、書記十名、書記補七名、町會議員二十四名、學務委員十名、警備委員十二名、土木委員二十二名、衛生委員二十二名、並に區長及び區長代理者二十五名である。

これを明治二十二年の町村制施行以來町村會議員並に町村長の移變を窺ふに、初回の村會議員選舉は明治二十二年五月にして定員六名であつた。其後大正二年までの間九回の改選を行ひ、大正六年及同十年の二回の改選には従前の定員は倍加して、十二名となり、前回即ち第十二回の大正十四年の改選よりは定員二十四名となり、本年五月の改選は十三回目である。この町村會議員の延人員は百二十六名となり、その内五回當選したるもの一名、四回のもの三名、三回のもの十名二回のもの二十名となる。

しかして村長は杉浦善四郎を以て最初の村長となし、以來九人の町村長相次いで就任し、九人目の長たりし西片熊四郎は就任後一ヶ月にして町制施行せらるゝに及び町長となり、昭和三年八

月辭職するに至る。爾來町長缺員のまゝ、伊東助役は町長代理として町治の萬善を期して居る。尙右九人の町村長中有給村長として、就任したるものは柳川峯太郎一名のみにして、他は何れも名譽町村長である助役には菊田長唯が最初に就任し以來十一代を経て今日に至りたるが、十一代目の昭和三年二月條例を改正し従來一名の助役たりしものを二名となし、そのうち一名を有給助役たる事を定めたるも本年五月再び、該條例を廢し新たに主事一名を増員す。蓋し本町は同年に至り急激なる發展を來たし町事務には一入複雑多端となりたるに外ならぬ。

収入役は前後十四回の更迭あり、島田八郎を最初とし現任の清田權四郎は即ち十四代目に就任したる収入役である。

區長は町村制第六十八條の規定により、設置したるものである、試に同條文中を示せば次の通りである。

町村ハ處務便宜ノ爲メ區ヲ劃シ、區長及其代理者一人ヲ置クコトヲ得。

區長及其代理者ハ名譽職トス、町村公民中選舉權ヲ有スル者ヨリ町村長ノ推薦ニヨリ町村會之ヲ定ム。

即ち此規定により本町は従來各大字を一區として、之に一名宛の區長を置き定員十二名たりしも

昭和三年二月時の村會に諮り、大字澁江及立石を數區に分劃し、區長並に區長代理者の増員を行ひ今日の二十五名の多きを見るに至る。かゝる増員を來たすに至つた原因も亦他無く人口、戸數の大増加を來たしたるに基くものである。

第一項 歴代町村長

氏名	在任	職	期	間
杉浦善四郎	自明治二十二年六月二十日		至明治二十六年六月十九日	
菊田長唯	自同 二十六年六月二十日		至同 三十七年四月二日	
小林金之輔	自同 三十七年十月十一日		至同 四十一年九月三十日	
柳川峯太郎	自同 四十一年十一月三十日		至大正元年十月五日	
菊田縫三郎	自大正二年五月十二日		至同 十年五月十二日	
岩崎常次郎	自同 十年七月六日		至同 十二年二月十二日	
坂田藤八	自同 十二年二月十三日		至同 十四年六月二十七日	
小林傳治	自同 十四年七月二十二日		至昭和二年六月二十七日	
西片熊四郎	自昭和三年二月三日		至同 年八月七日	

この九代の町村長を経て今日に至る間、即ち町村制施行せられし明治二十二年より昭和三年に及ぶ四十年間には職務管掌を受くる事、大正元年十月十四日より同二年五月十一日の間及び昭和二年六月二十八日より同三年二月二日の間の二回、並に助役に於て町村長を代理したること、明治三十七年四月十二日より同年十月十一日の間及び昭和三年八月七日より現在の間の二回である

第二項 歴代助役

氏名	在任	職	期	間
菊田長唯	自明治二十二年六月二十日		至明治二十六年六月十九日	
小林金之輔	自同 二十六年六月二十日		至同 三十七年十月十日	
山田忠右衛門	自同 三十七年十月二十九日		至同 四十三年十一月廿一日	
鶴岡房吉	自同 四十三年十一月三十日		至大正元年十一月二十九日	
菊田縫三郎	自大正元年十二月二十二日		至同 二年六月三十日	
清田彌助	自同 二年七月二日		至同 五年三月十三日	
森谷次郎兵衛	自同 六年五月五日		至同 十二年十一月十七日	
吉澤又治郎	自同 十二年十二月二十二日		至同 十四年八月五日	
森谷健次郎	自同 十五年四月一日		至昭和二年六月二十六日	

西片熊四郎	自昭和二年八月十一日	至昭和三年二月三日
久保田義朗	自同	現任
伊東孝一	自同	現任

一、町長代理助役 伊東孝一

現助役伊東孝一氏は昨年八月町長西片熊四郎氏其職を退かるゝと同時に、町長代理助役として多端極まりなき町政を一身に荷負ふて今日に至る。この間實現したる施設事業の主なるものは左の通りである。

- 一、自動車ポンプの設備 昨年十一月
- 一、第二尋常小學校の新築 昨年十二月起工 本年三月落成
- 一、町制施行祝賀式舉行 本年 四月
- 一、第二尋常小學校開校式舉行 同 前

而して氏は大正六年時の村會議員となり、爾來三期十二ヶ年間引續き議員として町政に參與し、助役に推されしは昨年二月で、今回四度町議に當選す。
氏は本町の出身にして生家は永く農業を營み、享年四十三歳である。

第三項 歴代収入役

氏名	在職	期	間
島田八郎	自明治二十二年七月二十一日	至	至明治二十四年五月二十六日
小林金之輔	自同二十四年五月二十八日	至	至同二十六年六月二十日
小澤啓次郎	自同二十六年七月二日	至	至同三十四年五月二十九日
森谷龜太郎	自同三十四年七月二十日	至	至同三十八年七月十九日
菊田縫三郎	自同三十八年十月七日	至	至同三十九年十二月十七日
同 人	自同三十九年十二月十七日	至	至同四十年四月十九日
清田彌助	自同四十年四月十九日	至	至大正元年九月十六日
收入役代理 中井喜助	自大正元年九月十七日	至	至同二年七月一日
岩崎常次郎	自同二年七月二日	至	至同十年二月二十五日
小林仁三郎	自同十年三月十一日	至	至同十二年十二月二十日
森谷健次郎	自同十二年十二月二十三日	至	至同十五年三月三十一日
堀川善邦	自同十五年四月一日	至	至同年十二月二十日
石井周藏	自同年十二月二十日	至	至昭和四年二月十五日

註、石井收入役病氣缺勤の爲め、昭和四年二月十六日より稅務主任岡庭田を收入役代理に任命した。然るに石井收入役は其後退職せらるゝに及び昭和四年五月清田權四郎後任收入役として就任した。

第二節 町村會議員

町村制施行以來今日に至る間町村會議員の選舉を行ひたること十三回にして、現在の議員はその十三回目即ち昭和四年五月に選舉したるものである。

初回より第九回目迄は定員六名なりしも、第十回十一回は十二名、しかして第十二回より二十四名の定員となり、今日十三回の議員總選舉を行ふに至れり、之は要するに本町の年々發展しつゝあるに伴ひ議員定數の増加を來たすものにして、初回よりの議員延人員は百二十六人となる。

最初の議員 定員六名 (明治二十二年)

- 小澤啓次郎 内山春吉 中村文八
 - 江川安五郎 森谷龜太郎 岩立倉藏
- 第二回 定員六名 (明治二十五年)

- 岩崎彦八 山田文次郎 石井源太郎
 - 鈴木磯吉 山田忠右衛門 増田惣五郎
- 第三回 定員六名 (明治二十八年)

- 大久保半次郎 内山春吉 江川安五郎
 - 小澤啓次郎 清田權三郎 森谷龜太郎
- 第四回 定員六名 (明治三十一年)

- 山田忠右衛門 鈴木磯吉 白田鐵五郎
 - 山田文次郎 岩崎彦八 石井源太郎
- 第五回 定員六名 (明治三十四年)

- 大久保半次郎 森谷次郎兵衛 齋藤倉次郎
 - 森谷龜太郎 清田權三郎 小澤啓次郎
- 第六回 定員六名 (明治三十七年)

- 山田忠右衛門 白田鐵五郎 鈴木磯吉
- 山田文次郎 岩崎彦八 菊田縫三郎

- 第七回 定員六名 (明治四十年)
- 森谷次郎兵衛
 - 增田惣五郎
 - 齋藤倉次郎
 - 小澤啓次郎
 - 清田權三郎
 - 鶴岡房吉
 - 第八回 定員六名 (明治四十三年)
 - 山田文次郎
 - 白田彌太郎
 - 山田忠右衛門
 - 菊田縫三郎
 - 岩崎常次郎
 - 森谷次郎兵衛
 - 第九回 定員六名 (大正二年)
 - 增田惣五郎
 - 齋藤倉次郎
 - 菊田縫三郎
 - 山田文次郎
 - 山口林藏
 - 森谷次郎兵衛
 - 第十回 定員十二名 (大正六年)
 - 伊東孝一
 - 小林仁三郎
 - 清田權四郎
 - 坂田藤八
 - 石井新藏
 - 宇田川欽次郎
 - 山田藤次郎
 - 淺岡勝太郎
 - 鶴岡房吉
 - 石井岩次郎
 - 增田愛太郎
 - 青山紋藏

第十一回 定員十二名 (大正十年)

- 細井和吉
- 大橋市太郎
- 大澤梅吉
- 增田愛太郎
- 伊東孝一
- 岩崎常次郎
- 吉澤又治郎
- 坂田藤八
- 清田彌助
- 磯部銀藏
- 石井岩次郎
- 清水梅吉

第十二回 定員二十四名 (大正十四年)

- 小林傳治
- 小林十郎
- 伊東金太郎
- 伊東孝一
- 清水鐵三郎
- 岩崎常次郎
- 山田藤次郎
- (故)花井清藏
- (故)增田爲次郎
- 西片熊四郎
- 石渡儀次郎
- 吉沼三平
- 齋藤源藏
- 江川力藏
- (故)增田愛太郎
- 細井和吉
- 岩立秋五郎
- 鶴岡七之助
- (辭)慶野慶太郎
- 濱島信治
- 白田房太郎
- 西川銀次郎
- 杉浦力松
- 大澤梅吉

第十三回 定員二十四名 (昭和四年)

- 小林傳治
- 氏川五郎
- 鈴木平藏
- 繩野喜助

石毛慶次郎	伊東孝一	奥田重兵衛	伊東金太郎
飯沼謹一郎	齋藤仙太郎	杉浦力松	齋藤源藏
吉沼三平	増田勝五郎	吉野増次	飯島敏甲
吉野銓三	田上幸太郎	西片熊四郎	藤谷龍雲
大澤七十八	白田清太郎	磯部鐵藏	吉原信吉

第三節 區長及區長代理者

(昭和四年三月末日現在)

本町に於ける現在の區長及び區長代理者總數は二十五名にして、之れを大字別に示せば次の通りである。

寶木塚	岩立良之助	川端	菊田作次郎
篠原	坂田眞十郎	同	丹後太市
同	代理 増田三吉	同	清田定吉
四ツ木	加藤徳次郎	同	代理 宮本重信
同	代理 森谷龜太郎	梅田	岩崎金之助
若宮	吉原信吉	中原	中田卯之助

澁江	齋藤仙太郎	淡之須	小澤兵三
同	飯島敏甲	立石	清田常吉
同	大橋鐵五郎	同	飯沼謹一郎
同	白田清太郎	同	伊東五平
同	江川新次郎	同	長野銀次郎
上木下川	山田留吉	同	坂田八藏
同	代理 淺岡大五郎		

第四節 役場組織及吏員

本町役場は、大字川端八百八番地にあり、役場の組織は左記の如く、五部十七係に分かれてゐる。

しかして現在の吏員總數は二十八名にして、その中名譽助役一名、有給助役一名、收入役一名、書記十名、書記補八名、雇三名、給仕一名、土木技手一名、及び使丁三名である。吏員定數よりすれば書記二名缺員で、尙町長は目下名譽助役に於て之れを代理してゐる。

第一項 役場組織

- 一、庶務……庶務、統計、學事、勸業、社會、兵事、衛生、
- 一、稅務……國稅、家屋、營業、雜種、
- 一、戶籍……本籍、寄留、
- 一、會計……會計、
- 一、土木……道路、下水、橋梁、

第二項 吏員

(昭和四年五月末日現在)

氏名	職名	就職年月	在職期間
伊東孝一	町長代理助役	昭和三年二月	十一年四月
久保田義朗	有給助役	同四年八月	十一年四月
清田權四郎	收入役	同四年五月	十一年四月
中村大藏	書記	大正十三年十一月	五年七月
岡庭	同書記	同十二年十一月	五年七月

氏名	職名	就職年月	在職期間
田邊正一	同	同九年四月	四年二月
宮澤正一	同	同十三年八月	四年二月
五十畑梅三郎	同	同十四年八月	三年九月
四竈春男	同	同十四年九月	三年九月
村松虎夫	同	同十四年九月	三年九月
山口喜代吉	同	昭和二年三月	二年三月
春日秀郎	同	大正十二年九月	五年八月
三角秀等	技手	同十五年八月	二年八月
若林友之助	書記	同十五年八月	二年八月
山田惠全	書記	昭和二年一月	二年一月
白田助四郎	同	大正十三年十二月	四年六月
阿部隆幸	同	昭和三年四月	一年四月
龜田辰吉	同	同三年六月	一年六月
三谷治二	同	同三年六月	一年六月
三島武雄	同	同三年九月	一年九月
石井幸吉	同	同四年四月	一年四月
岡田三夫	同	同四年四月	一年四月

伊藤 晃	石井 之助	島田 弘	江端 彌太郎	川田 榮十郎	中村 浅次郎
雇	同	給	使	同	同
丁 仕					
大正十五年 四月	昭和四年 五月	同 三年 三月	明治三十四年 十月	大正十四年 十月	同 十五年 七月
三年 二箇月	一 箇月	一 年 三箇月	二十七年 八箇月	三年 八箇月	二年 十一箇月

第六章 條例規程規則及事務日誌

第一節 條例及規程規則

本町條例及び規程規則は大部分大正六年度の設定にかゝるものにして、爾來前後數回の改正を行ひ今日之れを遵守してゐる。然れども大正十二年以來は新たに設定せし條例規程なきにあらず之畢竟一農村が轉じて都會化した結果に基くものにして、就中改正の屢々行はるゝのも蓋し新興町村の特有である。

之等條例規程の設定改正は公告式條例に基き之を一定の揭示場に揭示して公告するを要するのである。しかして役場事務は終始役場庶務規程によつて支配され、吏員の取扱は有給吏員に關する

諸種の條例規程に遵據するのである。

斯様に自治行政を遂行するに於ては幾多條例規程に支配され、一として自由裁量を許されない、以下項を改めてそれ等條例規程を記載す。

第一項 條例

一、公告式條例

- 第一條 本町條例規則其他公告ハ本町揭示場ニ揭示スルコトヲ以テ公告式トス
- 第二條 本町揭示場ノ數並ニ位置ハ本町長之ヲ定ム
- 第三條 條例規則其他公告式ニシテ施行ヲ要スルモノハ揭示ノ日ヨリ起算シ七日ヲ經テ施行ス
但シ特ニ施行期日ヲ定メタルモノハ此ノ限リニアラス
- 第四條 規則其他ノ公告ハ總テ揭示ノ年月日ヲ記入シ町長若クハ其代理者之ニ署名ス

附 則

第五條 本條例ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

二、道路、溝渠、堤塘、土地使用料條例

第一條 本町管理ニ屬スル道路、溝渠、堤塘又ハ町有土地ハ其効用ヲ妨ケサル限度ニ於テ本條

例ニ依リ町長ノ許可ヲ受ケ之ヲ使用スルコトヲ得

第二條 前條ニ依ル使用者ニ對シ徵收スヘキ使用料ノ金額ハ左ノ範圍内ニ於テ町長之ヲ定ム

- 一、電柱、一本ニ付 年額 壹圓以上 貳圓以下
- 二、同 支柱支線柱小柱一本ニ付 年額 五拾錢以上 壹圓以下
- 三、電纜、瓦斯管鐵管壹個ニ付 年額 壹厘以上 四厘以下
- 四、溝渠、堤塘、壹坪若クハ壹坪未満ニ付 年額 五拾錢以上 壹圓以下
- 五、道路 壹坪若クハ壹坪未満ニ付 年額 壹錢以上 五錢以下

但シ其ノ狀況ニ依リ町會ノ議決ヲ經テ前項ノ使用料ヲ減免スルコトヲ得

第三條 使用料ハ前期(自四月一日至九月三十日) 後期(自十月一日至三月三十一日)ノ二期ニ分チ每始期ニ之ヲ新ニ許

可ヲ得、又ハ其ノ他ノ事由ニ因リ前項ヲ適用シ難キ場合ハ隨時ニ當該期分ヲ徵收ス
前二項ノ徵收金ハ使用廢止ノ場合ト雖モ之ヲ還付セス

第四條 管理上必要ト認ムルトキ町長ハ使用者ニ對シ第二條ノ使用料ヲ徵收スルノ外仍ホ許可
ノ取消制限原狀ノ恢復其ノ他ノ處分ヲ命スルコトヲ得

管理者ハ前項ニ據ル事業ヲ施行スル爲メ所要經費ノ概算額ヲ供託セシメ又ハ使用者ノ
費用ヲ以テ代行スルコトヲ得

附 則

第五條 從前ノ手續ニ依リ既ニ使用若クハ占用ノ許可ヲ受ケタル者ハ本條例ニ依リ其ノ許可ヲ
受ケタルモノト看做ス

三、有給吏員退職給與金條例

第一條 有給吏員在職滿一ケ年以上ニシテ退職シタルトキハ退職當時ノ給料月額ヲ以テ在職年
數ノ一ケ年ニ當テ其年數ニ應スル金員ヲ一時給與ス
但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ此限りニ在ラス
一、退職料條例第二條ノ各號ノ一ニ該當スル者
二、退職料ヲ受クルノ權利ヲ有スル者

第二條 退職料給與金圓位未満ノ端數ハ圓位ニ滿タシム

第三條 在職年數ニ關シテハ退職料條例ノ規定ヲ準用ス

第四條 退職給與金ヲ受ケタル者、再ヒ有給吏員トナリ、再後退職シタルトキハ第一條在職年

數ハ再就職ノ日ヨリ起算ス

第五條 給與金額ハ給料年額ノ者ハ其十二分ノ一、日給ノ者ハ其三十日分ヲ以テ算出ス

附 則

第六條 本條例ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

四、有給吏員年功加俸條例

第一條 本町有給吏員ニハ本條例ノ定ムル所ニ依リ年功加俸ヲ支給ス

第二條 年功加俸ハ五箇年以上勤續シタル者ニ對シ左ノ區分ニヨリ支給ス

一、勤續五年以上十年未滿

月 額 五 圓

二、勤續十年以上十五年未滿

月 額 七 圓

三、勤續十五年以上

月 額 十 圓

第三條 年功加俸ハ所定ノ勤續年數ニ達シタル翌年ヨリ之ヲ支給ス

第四條 年功加俸ハ毎年本俸支給ト同時ニ之ヲ支給ス

第五條 有給吏員ニシテ一旦退職シ再ヒ有給吏員トナリタル者ハ前ノ勤續年數ハ之ヲ通算セス

但シ中途名譽ニ轉シ若クハ兵役ニ服スル爲メ退職シタル者、一ヶ月以内ニ再ヒ有給

吏員トナリタル者ハ前後ノ年數ヲ通算ス

附 則

本條例ハ昭和三年四月一日ヨリ施行ス

五、有給吏員遺族扶助料條例

第一條 本町有給吏員ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其遺族ハ此條例ノ規定スル所ニ依リ扶

助料ヲ受クルノ權利ヲ有ス

一、職務ノ爲メ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ在職中死亡シタルトキ

二、職務執行中天災又ハ地變ニ依リ死亡シタルトキ

三、職務ノ爲メ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ退職シタル後一ケ年以内ニ其傷痍疾病ニ起

因シテ死亡シタルトキ

四、在職十五年以上ニシテ在職中死亡シタルトキ

五、退隱料ヲ受ケ又ハ受クヘキモノ死亡シタルトキ

第二條 扶助料年額ハ前條第一號第二號ノ場合ニアリテハ有給吏員退隱料條例第三條ニ依リ查定シタル金額ノ三分ノ二トシ前條二號四號五號ノ場合ニ在リテハ全條例全條ニ依リ查

定シタル金額ノ三分ノ二トス

扶助料年額圓位未滿ハ圓位ニ滿タシム

第三條

扶助料ハ寡婦ニ給ス寡婦死亡シ若クハ權利消滅シタルトキハ子ニ給ス

數子間ニアリテハ法定家督相續ノ順位ニヨリ最先者ニ給ス最先者死亡シ若クハ扶助料受クヘカラサルトキハ順次次位者ニ轉給ス

民法第九百六拾九條ニ依リ家督相續人タルコトヲ得サルモノ及推定家督相續人ニシテ廢除セラレタル者ニハ扶助料ヲ給セス

但シ疾病其ノ他ノ身体又ハ精神ノ狀況ニヨリ家政ヲ執ルニ堪エサル爲メ廢除セラレタル者ハ此ノ限リニアラス

養子ハ家督相續人ニアラサレハ扶助料ヲ給セス

第四條

扶助料ヲ受クヘキ寡婦及子ナキトキハ直系尊屬ニ給ス

前項ノ場合ニアリテ、先ツ父ニ給シ父死亡シ又ハ受クヘカラサルトキハ母ニ給ス母ヨリ祖父、祖父ヨリ祖母ニ轉給スルハ順次此例ニ依ル

第五條

扶助料ヲ受クル者ナクシテ死亡シタル者ノ戶籍内ニ在ル兄弟姉妹二十才未滿又ハ篤疾

若クハ廢疾ニシテ自活スルコト不能ナルトキハ扶助料ニ相當スル金額ノ五ケ年分以内ヲ一時限リ給スルコトアルヘシ

第六條

扶助料ヲ受クル權利ヲ有スル者、左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ扶助料ヲ受クルノ權利ヲ失フモノトス

一、國民ノ分限ヲ失ヒタルトキ

二、六年以上ノ懲役若クハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

三、寡婦婚姻シタルトキ

四、子年齢二十歳ニ滿チタルトキ

五、尊族ノ女婚姻シタルトキ

子二十歳ニ滿ツルモ篤疾又ハ廢疾ニシテ自活スルコト能ハス他ニ扶助料ヲ受クル者ナキトキハ其事由ノ存續スル間扶助料ノ三分ノ一ヲ給スルコトアルヘシ

第七條

扶助料ヲ受クル者又ハ受クヘキ者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其間扶助料ノ支給ヲ停止ス 但シ第三條、第四條ノ順位ニ依リ之ヲ順位者ニ轉給ス

一、禁錮以上ノ刑ノ宣告ヲ受ケタルトキヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ刑ノ免除ヲ受クルマ

テ。

二、六ヶ月以上所在不明ナルトキ

第八條 本條例ニ於テ寡婦子尊屬ト稱スルハ吏員タリシ者死亡ノ當時ヨリ引續キ其戸籍内ニ存

在スル者ヲ謂フ、但シ父死亡後出生シタル嫡出子ハ死亡當時其家ニ在ル者ト看做ス

第九條 遺族扶助料ヲ受クルノ權利ハ賣買讓與質入ヲ爲スコトヲ得ス

第十條 舊刑法ノ重罪刑ノ處セラレタル者ハ本條例ノ適用ニ付テハ六年ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ

處セラレタル者ト看做ス

舊刑法ノ禁錮以上ノ刑ハ本條例ノ適用ニ付テハ禁錮以上ノ刑ト看做ス

附 則

第十一條 本條例ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二項 規 程 規 則

一、役場處務規程

第一章 總 則

第一條 凡ソ事務ハ町長ノ裁決ヲ經ルニアラサレハ施行スルコトヲ得ス

助役ノ分掌事務ハ助役ノ裁決ヲ經ルヲ要ス

第二條 町長事故ノ爲メ助役ニ於テ代決シタル文書ハ町長ノ出勤ヲ俟テ閱覽ニ供スヘク其ノ文

書ノ存セサルモノハ助役ヨリ之ヲ町長ニ申告スヘシ

但シ輕易ノ事件ハ此ノ限りニアラス

第三條 凡ソ文書ハ町長名ヲ以テスルノ外發信スルヲ得ス

但シ助役代理シタル場合ニ於テハ其ノ代理ノ資格ヲ以テ助役名ヲ用ユヘシ

助役分掌ノ事務收入役專任ノ事務ニ屬スル文書ハ助役、收入役ノ名ヲ以テスヘシ

輕易ナル文書ハ前各項ノ規定ニ拘ラス町役場名ヲ以テ之ヲ發スルコトヲ得

第二章 事 務 分 掌

第四條 町役場ノ事務ヲ分テ 庶務、統計、兵事、勸業、教育、會計及稅務トス

其ノ分掌事務ノ類目ハ左ノ如シ

庶 務

一、議員選舉ニ關スル事項

- 二、町行政及町有財産ニ關スル事項
- 三、恤救救濟ニ關スル事項
- 四、民籍ニ關スル事項
- 五、神社、寺院及佛堂ニ關スル事項
- 六、教會、講社、說教所、其他ノ宗教ニ關スル事項
- 七、衛生ニ關スル事項
- 八、職員印、役場印ノ管守ニ關スル事項
- 九、吏員ノ進退、賞罰及身分ニ關スル事項
- 一〇、吏員ノ服務ニ關スル事項
- 一一、廳中處務ノ規定ニ關スル事項
- 一二、褒賞ニ關スル事項
- 一三、賞勳、年金、恩給、扶助ニ關スル事項
- 一四、圖書ノ保管ニ關スル事項
- 一五、法令及例規沿革ノ調査ニ關スル事項

- 一六、文書及物品ノ收受發送ニ關スル事項
- 一七、宿直ニ關スル事項
- 一八、他ノ分掌ニ屬セサル事項

統計

- 一、統計ニ關スル事項
- 二、諸報告ニ關スル事項

兵事

- 一、戒嚴徵發徵兵及召集ニ關スル事項
 - 二、陸海軍諸生徒ニ關スル事項
 - 三、兵籍志願其他兵事ニ關スル事項
 - 四、招魂社戰病死者、墳墓ニ關スル事項
- 勸業

- 一、農、工、商、畜産、水産、林野及鑛業ニ關スル事項

- 二、獸醫蹄鐵工ニ關スル事項
- 三、通信運輸ニ關スル事項
- 四、農、工、商、統計、ニ關スル事項
- 五、度量、衡ニ關スル事項
- 六、産業組合ニ關スル事項
- 七、土木及地理ニ關スル事項
- 八、水面及地理ニ關スル事項
- 九、土地收用ニス關スル事項

教 育

- 一、學校、幼稚園、圖書館及其ノ職員ニ關スル事項
 - 二、學齡兒童其ノ他教育ニ關スル事項
 - 三、教員檢定ニ關スル事項
 - 四、學事視察ニ關スル事項
 - 五、學事統計ニ關スル事項
- 會 計

- 一、收入支出其他金錢ノ出納ニ關スル事項
 - 二、物品購入出納及保管ニ關スル事項
 - 三、不用品ノ處分ニ關スル事項
 - 四、廳中取締ニ關スル事項
 - 五、人夫、職工、傭人ニ關スル事項
 - 六、廳舎、校舎及附屬建物並ニ揭示場ノ修繕建築保存ニ關スル事項
- 稅 務

- 一、租稅及公課ノ賦課徵收ニ關スル事項
- 二、課稅ニ關係アル營業及物件ニ關スル事項

第五條 前條ノ事務分類ニ從ヒ各主任者及副主任者ヲ置ク

第六條 主任者ハ擔任ノ事務ヲ專ラ掌理ス、副主任者ハ主任者ヲ補助シ、主任者故障アルトキハ代リテ其ノ事務ヲ掌理ス

第七條 到着ノ文書ハ庶務主任者之ヲ受ケ、收受印ヲ押捺シ年月日ヲ記入シ宿直員ヨリ引繼ヲ受ケタルモノト俱ニ事務ヲ掌別ニ區分シ町長ノ檢閲ヲ經、現金又ハ金券ノ添付シアル

モノハ之ヲ收入役ニ其ノ他ハ當該主任ニ配付スヘシ
人民ノ掲帶シ來ル文書又ハ口頭受理ヲ行フ場合ニ於テハ當該主任者之ヲ受ケ前項ノ例
ニ依リ處理スヘシ

第八條 電報及親展書ハ遲滯無ク之ヲ受信者ニ配付スヘシ

第九條 人民參場シテ即時處理ヲ求ムルモノハ遲滯ナク之ヲ處理スヘシ、其ノ直ニ處理シ難キ
モノハ町長ノ指揮ヲ受ケテ當人ニ指示スヘシ

第四章 文書ノ經理

第十條

主任者文書ノ配付ヲ受ケタルトキハ其ノ件名並ニ差出應名差出人名及接受年月日來
書ノ月日、番號等ヲ收受發送簿ニ登記シ該收受番號ハ之ヲ其ノ文書ニ記載スヘシ

收入役ニ於テ現金金券ニ添付シアル文書ヲ受ケタルトキハ現金金券ハ之ヲ保管シ、文
書ノ欄外ニ領收證印ヲ押捺シ文書ハ當該主任者ニ移付シ當該主任者ニ於テハ前項ノ手
續ヲ爲スヘシ、口頭受理ノ場合亦事項ニ準ス

第十一條

願届等ノ文書ハ法令等ノ規定ニ依リ其ノ正副ヲ必要トスル場合ノ外副本ヲ廢スヘカラ
ス

第十二條

主任者第十條ノ登記ヲ終レバ速ニ處分案ヲ草シ關係者回議（輕易ノモノハ關係者回議
ニ及ハス）ノ上裁決ヲ受クヘシ、但シ處分ヲ處セサルモノハ閱覽ニ供スヘシ

町長ノ指揮ニ依リ立案シタルモノニ就テモ前項ニ準ス、實査ヲ要スルモノ又ハ直ニ處
理シ難キモノハ其ノ事由ヲ附箋シ以テ閱覽ニ供スヘシ

第十三條

法律命令若クハ通達等ニ依リ定期ニ發送スヘキ事件ハ當該主任者ニ於テ其ノ期限ノ前
月中ニ其ノ事項ヲ文書收受發送簿ニ登記シ町長ノ檢閲ヲ受クヘシ

第十四條

處分案ハ回議用紙ヲ用ヒ先文案ヲ草シ理由ヲ付スルヲ要スルモノハ其ノ次ニ之ヲ記載
スヘシ

收受文書ニ餘白アルモノハ其ノ餘白ニ案ヲ草スヘシ

第十五條

前條ニ於ケル文案ニシテ一定シタルモノハ別ニ定ムル所ノ例文ニ依ルヘシ
前項ノ場合ニ於テハ回議書若クハ文書ノ餘白ニ例ノ番號及其ノ結果ヲ記載スヘシ

第十六條

例文ノ規定シタルモノ又ハ定例アルモノハ回議簿ヲ作り之ニ登記シテ決裁ヲ受クルコ
トヲ得

第十七條

文書ノ不備等ノ爲メ返戻ヲ要スルトキハ附箋ヲ以テスルコトヲ得、此ノ場合ニ於テハ

主任認印シ町長ノ檢印ヲ受クヘシ

第十八條

當役場ヲ經由スル文書ニシテ別ニ意見ヲ附スルノ要ナシト認ムルモノハ其ノ要旨氏名ヲ經由簿ニ登記シ關係員並ニ町長ノ檢印ヲ受ケ後速ニ其ノ文書ノ餘白ニ經由ノ印ヲ(様式別記)捺シ之ヲ本人ニ交付シ又ハ其ノ官廳ニ送付スヘシ

第十九條

證印ヲ付與スヘキ文書ハ其ノ要旨氏名ヲ證印簿ニ登記シ關係員並ニ町長ノ捺印ヲ受ケタル後速ニ本紙ニ奥書證明ヲ爲シタル上町長ノ職印ヲ押捺シ之ヲ本人ニ交付シ又ハ其ノ官廳ニ送附スヘシ

第二十條

機密ノ文書ニハ(秘)例規トナルヘキ文書ニハ(例規)親展ヲ以テ發送スルモノニハ(親展)至急ヲ要スルモノハ(至急)書留別配達特使等特殊送達ヲ要スルモノニハ其ノ旨ヲ回議書欄外ニ朱記スヘシ

第二十一條

裁決濟ノ案ニ依リ淨寫スヘキ文書當該主任ニ於テ淨寫校合シ町ノ公告又ハ令達ニ係ルモノ、外收受發送簿ニ照ラシテ番號ヲ付シ淨寫シタル文書ト回議書トニ割印ヲ爲スヘシ

但町ノ公告又ハ令達ニ係ルモノハ庶務主任者ニ番號ノ記入ヲ求ムヘシ

第二十二條

文書ヲ發送セントスルトキハ當該主任者ニ於テ其ノ經過ヲ收受發送簿ニ登記シ親展ト爲スヘキモノハ之ヲ封緘シ尙第二十條ニ依リ文書入ハ封皮ニ表記シ庶務主任者ニ移付スヘシ

願届等ノ本人又ハ代人ニ直接交付ヲ要スルモノハ當該主任者ニ於テ其ノ旨ヲ收受發送簿ニ記入シテ本人又ハ代人ニ交付スヘシ、現金金券及物品ヲ發送セントスルトキハ收入役ニ移付シ收入役ニ於テ相當ノ手續ヲ爲スヘシ

第二十三條

凡ソ文書ハ一事件毎ニ假綴スヘシ其ノ順序ハ最初處理シタルモノヲ下ニ漸次其ノ上ニ重ネ完結ノ際ニ於ケル文書ヲ其ノ上部トナスヘシ、若シ二以上ノ事件ニ關聯スルモノアルトキハ主ナル部分ニ之ヲ編入シ關係ノ部分ニハ其ノ要旨ヲ記シ又ハ謄本ヲ編入スヘシ

第二十四條

一事件完結シタルトキハ其ノ文書ト收受發送簿トヲ庶務主任ニ回付シ庶務主任ハ之ヲ査閲シ完結ヲ認メタルト收受發送簿ニ完結ノ印ヲ捺シ當該主任者ニ返付スヘシ

第二十五條

完結シタル文書ハ當該主任者ニ於テ其ノ完結月日ノ順ニ依リ歷年又ハ會計年度毎ニ編綴スヘシ

但シ場合ニ依リ數年又ハ數年度ニ涉ル文書ヲ合綴スルコトヲ得、前項ノ文書ハ編綴ノ翌年又ハ翌年度末迄ニ庶務主任ニ引繼クヘシ
令達通牒指令其他執務上ノ例規トナルヘキ文書ハ別ニ當該主任者ニ於テ編綴保管スヘシ

第五章 文書發送

第廿六條

庶務主任者ニ於テ受ケタル文書又ハ封書ハ宛名同一ナルモノハ之ヲ合封シ書留別配達特使便等必要ノ事項ヲ封皮ニ表記シ郵便、電信ニ付スルモノハ切手ヲ貼付シ宛名及量目稅額ヲ郵便切手、端書、受拂簿ニ特使ヲ以テスルモノハ發送簿ニ記入シ發送スヘシ
前條ノ文書ヲ郵便又ハ特使ニ付セスシテ發送又ハ交付シタルトキハ其ノ文書ノ番號又ハ件名受信者及送達ノ方法ヲ庶務主任者ニ於テ發送簿ニ記入スヘシ

第六章 吏員ノ服務

第廿八條

參應スレハ直ニ出勤簿ニ捺印スヘシ、若シ疾病忌服賜暇等ニ依リ參應セサルトキハ參應時限後一時間以内ニ届出ヘシ疾病ニ依リ引籠七日間ニ及ヒタルトキハ醫師ノ診斷書ヲ添ヘ豫メ日數ヲ定メ許可ヲ受クヘシ

參應時限後三十分ヲ過キ參應シタル者又ハ退應時限ノ前ニ退應セントスル者ハ其ノ事由ヲ申出ヘシ

第廿九條

父母ノ病氣ノ看護又ハ展墓等ノ爲メ任地ヲ離レントスルモノハ其ノ行先ヲ表記シ豫メ日數ヲ定メ許可ヲ受クヘシ

第三十條

出張、疾病、忌服、賜暇、等ニ依リ參應セサルトキハ自己擔當ノ事件ニシテ未了ノモノ又ハ人民等ヲ召喚シアル時ハ之ヲ同僚ニ引繼クヘシ

第卅一條

出張シタルトキハ歸廳ノ上速ニ其ノ顛末ヲ復命スヘシ

第卅二條

退應セントスルトキハ取扱タル書類物品ヲ整理遺漏ナク收藏シ收受發送簿ハ宿直員ニ引繼クスヘシ

第卅三條

退應後又ハ休日ニ參應シタルトキハ其ノ旨ヲ宿直員ニ告知スヘシ

第卅四條

退職ノトキハ擔當事務ヲ町長ノ指定シタル者ニ引繼クヘシ

第卅五條

非常ノ事變アリタルトキハ參應シ町長ノ指揮ヲ受ケ又ハ臨機ノ措置ヲ爲スヘシ

第卅六條

公文書類ハ町長ノ許可ヲ得タル場合ノ外他人ニ示シ又ハ寫帖ヲ與フルヲ得ス

第七章 宿直

第卅七條 宿直ハ一名トシ輪番ヲ以テ之ニ充ツ

第卅八條 宿直ハ通常ハ退廳時限ヨリ翌日參廳時限迄トシ休日ハ參廳時限ヨリ翌日參廳時限迄トス

第卅九條 出張又ハ疾病等ニシテ宿直シ難キモノアルトキハ庶務主任者町長ノ指揮ヲ受ケ宿直員ヲ定ムヘシ

第四十條 當直員ハ屢役場ノ内外ヲ巡視シ暴風雨其他異常ノ場合ハ殊ニ警戒ヲ嚴ニスヘシ、巡視セシ時刻ハ宿直日誌ニ登載スヘシ

第四十一條 宿直員文書物品ヲ受ケタルトキハ文書ハ第七條及第十條第一項ニ準シ相當ノ續手ヲ爲シ且文書ノ計數及品名等ヲ宿直日誌ニ登載シ翌日休暇ノトキハ交代員ニ其他ノ日ハ文書及收受發送簿ヲ庶務主任ニ物品ハ收入役ニ引繼クヘシ
電報及至急ノ標記アル親展書ハ其ノ受信者又ハ至急ヲ要スル文書ハ當主任者ニ直ニ送付シ受領ノ認印ヲ徴スヘシ

第四十二條 宿直員ニ於テ文書物品ノ發送スルトキハ第二十二條第一項ノ手續ニ準スルノ他尙番號件名受信先郵稅等ヲ宿直日誌ニ登載シテ發送ノ手續ヲ爲スヘシ

埋葬認許證ノ下附ニ關シテハ別ニ定ムル所ニ依ル

第四十三條 陸海軍召集等ノ場合ニ於ケル心得ハ別ニ之ヲ定ム

第四十四條 非常事變其ノ他後日ノ參考トナルヘキ事項ハ宿直日誌ニ詳記スヘシ
宿直日誌ハ翌日町長ノ閱覽ニ供スヘシ

二、會計規程

第一條 町經濟ニ屬スル會計ハ本規程ニ依リ之ヲ整理ス

第二條 町會ニ於テ豫算表及豫算ノ變更若クハ費目ノ流用其他收支ニ關スル議決ヲ爲シタルトキハ町長ハ其議決後（許可ヲ受クヘキモノニ付テハ其許可ヲ受ケタル後）二日以内ニ議決書ノ謄本ヲ收入役ニ交付スヘシ、町長ニ於テ町會ノ議決ニ基キ費目ノ流用ヲ爲シタル場合其他之ニ準スヘキ決定ヲ爲シタル場合並ニ町村制第四百四十三條第一項ニ依リ府知事カ豫算ニ加ヘタル場合亦同シ

第三條 町村稅其他諸收入金ヲ徵收スルニハ町長ハ先ツ徵收原簿（第一號樣式）（第一號樣式ノ二）（第一號樣式ノ三）（第一號樣式ノ四）ヲ調製シ該原簿ニ依リ徵稅令書（第六號樣式）又ハ納額告知書（第七號樣式）ヲ作り徵收期限七日以前（町村稅其他諸收入金

督促手数料ニ關スル條例ニ依リ發布スル納額告知書並ニ督促令狀ノ期日ハ條例ノ規定ニ從ヒ隨時徴收ニ屬スルモノハ其都度ニ各納人ニ配布シ同時ニ原簿ヲ收入役ニ交付スヘシ

町村税其他諸收入金ノ納期ヲ過キ完納セサルモノアルトキハ町長ハ滯納整理簿(第二號様式)ヲ調製シ該整理簿ニ依リ督促令狀(第九號様式)ヲ作り各納人ニ配布シ同時ニ整理簿ヲ收入役ニ交付スヘシ

前二項ノ帳簿ハ納期限經過後町長ニ返還スヘシ

第四條 收入役ニ於テ現金ヲ受領スルトキハ納人ヲシテ徴税令書納額告知書又ハ督促令狀ヲ差出サシムヘシ

收入役ハ徴税令書又ハ納額告知書ト徴收原簿、督促令狀ト滯納整理簿トヲ照合シ徴收原簿、滯納整理簿及領收證ニ受領年月日ヲ記入シ捺印ノ上其令書又ハ告知書ハ之ヲ存置シ領收證ハ之ヲ納人ニ交付スヘシ

第五條 徴税令書、納額告知書又ハ督促令狀ニ依リテ收入シ難キモノハ町長ニ於テ收入命令書(第八號様式)ヲ作り收入役ニ交付スヘシ

第六條 役入役ニ於テ現金ヲ受領シタルトキハ歳入簿(第三號様式)及現金受拂簿(第四號様式)ニ記載スヘシ

第七條 町長ヨリ收入役ニ對シテ支出ヲ命スルニハ支出命令書(第十號様式)ヲ以テスヘシ
同一科目ニ屬スル支出命令ハ數人分ヲ總括シテ之ヲ發スルコトヲ得
但シ此場合ニ於テハ必ス仕譯書ヲ添付スヘシ

支出命令ハ請求書ニ相當記入ヲ爲シ第十號様式ニ代用スルコトヲ得、但シ同一年度ニアリテハ前二項ノ方法ヲ併用スルコトヲ得ス

第八條 前二項ノ場合ニ於テハ請求書ノ末尾ニ相當記入セシメ領收證ニモ兼用スルコトヲ得
收入役ニ於テ支出命令ヲ受ケタルトキハ先ツ豫算ニ對照シ領收證ト引換ヘニ現金ヲ拂渡スヘシ

領收證ニハ支出命令ノ番號及歳出科目ヲ朱記スヘシ

第九條 收入役ニ於テ支拂ヲ爲シタルトキハ歳出簿(第五號様式)並ニ現金受拂簿ニ記載スヘシ

第十條 收入役ハ例月檢査定日前歳入出計算表(第十一號様式)ヲ調製シテ町長ニ差出シヘシ

第十一條 町村制第二十一條ニ依ル町長ノ例月検査ハ毎月十日迄ニ其前月分ヲ爲スヘシ
前項ノ検査ハ收入ニ在リテハ徵稅令書、納稅告知書、督促令狀並ニ收入命令書支出ニ
在リテハ支出命令書及領收證ヲ關係諸帳簿並ニ歲入出算表ニ照合シ其適否ヲ査閱スヘ
シ

第十二條 町長ニ於テ右ノ検査ヲ了ヘ正當ト認メタルトキハ現金受拂簿月末欄ノ上部ニ検査済ト
朱記檢印スヘシ

第十三條 收入役ヨリ町長ニ提出スル證書類ノ整理ハ收入ニ在リテハ歲入簿 支出ニ在リテハ歲
出簿ノ内譯科目別ニ調理シ一々證書類ノ枚數、金額ヲ記載シ更ニ款項ノ合計金額枚數
ヲ表記シ款毎ニ編綴スヘシ、但シ編綴上大部ニ屬スルモノハ便宜分綴スルモ妨ケナシ
第十四條 證書類ニ記載スル計數文字ハ一、二、三、十、ヲ用ヒスシテ壹、貳、參、拾、ヲ用ユヘシ
諸帳簿ノ誤記訂正ハ誤記ノ部分ニ朱線ヲ直書シ正當ナルモノヲ其右傍ニ記載スルモノ
トス

證書類ノ文字ハ改竄スヘカラサルモノトス若シ挿入削除アルトキハ欄外ヘ其旨ヲ記載
シ正當債主ヲシテ之ニ捺印セシムヘシ、但シ該捺印ハ氏名ノ下ニ於ケルモノト同一タ
ルコトヲ要ス

第十五條 諸帳簿ハ會計年度毎ニ之ヲ更新シ翌年度ニ繼續使用スヘカラス證書類ノ編綴亦同シ

特別會計ニ屬スルモノハ別ニ帳簿ヲ設ケテ之ヲ整理スヘシ、但シ特別會計ニ屬セサル
帳簿ト合綴スルコトヲ妨ケス

第十六條 本規定ニ依ル諸帳簿其他ノ様式ハ明治四十四年十月東京府訓令第三十四號町村會計規
程準則ノ様式ヲ適用ス

三、町有財産管理規程

第一條 本町基本財産及特別基本財産ハ此規程ニ依リ管理スルモノトス

第二條 基本財産及特別基本財産ハ左ノ區別ニ從ヒ各臺帳ヲ設ケ土地建物、有價證券、現金等
口座ヲ分カチ種類員數其所在ヲ詳記シ且ツ計算ヲ明確ナラシム

一、基本財産

一、學校基本財産

一、罹災救助基金財産

第三條 土地建物ニシテ公共ノ用ニ供セサルモノハ町會ノ議決ニ依リ五ヶ年ヲ越エサル期間ヲ

以テ之ヲ貸貸スルモノトス

但シ特別ノ事情アルトキハ町會ノ議決ニヨリ本例ニ依ラサルコトヲ得

第四條 公債、證書、株券等ノ類ハ町會ノ議決ヲ經テ確實ナル銀行ニ保護預ケトナスカ又ハ役

場備付ノ堅牢ナル金庫ニ藏置スルモノトス

第五條 現金ハ公債、證書又ハ確實ナル銀行會社ノ株券ニ換ヘテ管理スルモノトス

但シ特別ノ事由アル場合ハ町會ノ議決ニヨリ公共團體又ハ個人ニ貸附スルコトヲ得

第六條 現金寡少ナルカ又ハ特別ノ事由ニヨリ公債證書、株券ニ換ヘ難キ場合ハ町會ノ議決ニ

ヨリ一時之ヲ郵便貯金又ハ銀行預金トナスコトヲ得

第七條 本規定ニヨリ現金ヲ除ク他ノ財産ノ貸附ケハ總テ公ノ入札ニ附ス

但シ左ノ場合ニ於テハ隨意契約ニ依ルコトヲ得

一、直接公用ニ供スル爲メ又ハ公共ノ利益トナスヘキ事業ノ爲メニ爲ストキ

一、見積價格百圓以内ノ財産ナルトキ

一、公入札ニ附スルモ入札者ナキトキ又ハ再度ノ入札ニ附スルモ尙豫定額ニ達セサル

トキ

第八條 本規程ニ依リ財産ノ貸附預入ヲ爲スニハ別ニ規程アルモノ、外借主預主ヨリ契約書ヲ

徴スヘシ

一、用法期間貸附料又ハ利子償還方法又ハ納附期限、擔保品並ニ擔保額、債權者、債

務者、保證人契約年月日

一、町公共ノ用ニ供スル必要アルトキハ何時ニテモ契約ヲ解除スルコト

一、契約解除ノ場合ニ於ケル貸附料預料等ノ計算ニ關スルコト

一、損害賠償ニ關スルコト

一、修繕費用其他ノ負擔ニ關スルコト

一、轉貸其他使用ノ目的變更ニ關スルコト

第九條 本規程ニ依リ徴スル擔保品ハ政府並ニ地方發行ノ公債證書又ハ確實ト認ムル銀行會社

ノ株券若クハ土地建物トシ其價格ハ時價ノ七分以内トス

第十條 保證人ハ身元確實ナル能力者ニシテ辨價ノ資力ヲ有スルモノニ限ル

附 則

第十一條 本規程ハ本町内一部所有ノ基本財産ニ付テモ之ヲ適用ス

第十二條 本規程ニ依リ難キ事由アル財産ニシテ別ニ規程ノ設ケアルモノハ各其規程ニ依ル
第十三條 本規程ハ公示ノ日ヨリ之ヲ施行ス

四、工事執行規程

第一條 町費ヲ以テ支辨スヘキ工事ノ執行ハ此規程ニ依ル

第二條 工事ノ施行ハ直轄、請負ノ二種トス

第三條 工事ノ請負及工事ニ要スル物件ノ買入若クハ借入ハ競争入札ニ付ス
但シ左ノ場合ニ於テハ隨意契約ニ依ルコトヲ得

一、一個人又ハ法人ニテ専用スル物件ヲ買入若クハ借入ルルトキ

二、土地、建物其他ノ工作物等ノ買入若クハ借入ヲ爲スニ當リ其位置構造等ノ限リアルトキ

三、特別ノ技術ヲ要スル工事ヲ請負ハシムルトキ

四、官廳又ハ公共團體ヨリ物件ヲ買入レ又ハ借入ルルトキ

五、急施ヲ要シ競争入札ニ付スル暇ナキトキ

六、競争入札ニ付スルモ入札者ナキトキ又ハ再度入札ニ付スルモ尙豫定價格ヲ超過シ

タルトキ

七、貳百圓ヲ超エサル工事ヲ請負ハシムルトキ

八、貳百圓ヲ超エサル物件ヲ買入若クハ借入ルルトキ

九、工事中ニ關聯スル工事ヲ其請負人ニ請負ハシムルトキ

十、職工人夫ヲ雇入ルルトキ

第四條 工事ヲ直轄施行スル場合左ノ如シ

一、特別ノ技術ヲ要スル工事ヲ施行スルトキ

二、急施ヲ要シ請負ニ附スル暇ナキトキ

三、請負人ナキトキ

四、前三項ノ外直轄施行ヲ要スト認ムルトキ

第五條 此規定ヲ施行スル爲メ必要ナル細則ハ町長之ヲ定ム

五、建築工事施行規程

第一條 建築工事ハ指名入札ニ附スルモノトス

第二條 本工事入札人ハ滿貳ケ年以上建築請負業ニ従事シタルモノニ限ル

第三條 指名サレタル入札人ハ町長ノ定メタル日限マテニ指定シタル場所へ書留郵便ヲ以テ提出スヘシ

但シ一人一票ニ限ル

第四條 入札ハ取消訂正交換スルコトヲ得ス

第五條 左記各項ノ入札ハ總テ無効トス

- 一、文字ノ判明セサルモノ
- 二、當該工事ノ入札ニ關スル事項以外ノ事ヲ記載シタルモノ
- 三、捺印ナキモノ

第六條 開札ト同時ニ金額氏名ヲ讀上クヘシ入札人ハ參觀スルコトヲ得

第七條 落札人ノ決定ハ豫定價格以内ニ於ケル最低者トス最低入札人豫定價格ヲ超過シタルトキハ再入札ニ付ス再入札ノ場所及ヒ日時ハ更ニ定ム

但シ町會ノ議決ニ依リ落札人資格變更スルコトヲ得

第八條 落札人トナルヘキ同價格入札ヲ爲シタル者二票以上アルトキハ其入札人ヲシテ更ニ其價格以内ニ於テ入札セシメ尙ホ同價格ナルトキハ抽籤ヲ以テ落札人ヲ定ム

第九條 落札人ハ落札當日ヨリ五日以内ニ契約證書、請負金額、仕譯書、仕様書各一通ヲ提出スヘシ

第十條 落札人ハ契約保證金トシテ請負金高ノ百分ノ五ヲ本町ニ提出スヘシ
保證金ハ現金若クハ國債證券トシ證券ノ價格ハ額面金百圓ニ付金八十圓ノ割合ヲ以テ計算ス

契約保證金ハ本規程第二十條若クハ工事完成ノ上ニアラサレハ返還セス

第十一條 請負、金額、仕譯書ニ揚クル單價歩掛等ヲ不相當ト認メタルトキハ請負金額ヲ限度トシテ訂正ヲ命スルコトアルヘシ

第十二條 契約書並ニ附屬書類各一通ヲ請負人ニ交附ス

第十三條 契約ヲ爲スニハ保證人壹名ヲ要ス其保證人ハ直接國稅年額金五拾圓以上ヲ納メ且ツ公民權ヲ有スルモノニ限ル

第十四條 請負人ハ工事請負ノ權利ヲ他人ニ賣渡スコトヲ得ス

第十五條 請負人死亡若クハ其他止ムヲ得サル事故ニ依リ工事ニ從事スルコト能ハサルトキハ保證人ハ其契約事項ヲ承繼スヘキ者ヲ定メ直チニ之ヲ繼續承認ヲ受クヘシ

第十六條 請負人ハ工事施行順序等ニ關シテハ總テ本町長及ヒ町長ノ指名シタル當該委員ノ指揮ニ從フヘシ

第十七條 請負人ハ日常工場ニ在リテハ工事ニ關スル一切ノ事ヲ處辨スヘシ 若シ請負人ニ故障アルトキハ本町長ノ承認ヲ受ケ相當代理人ヲ派出シ置クヘシ

第十八條 工事ニ要スル材料ハ總テ検査ヲ受クヘシ

前項ノ物件不合格ナルトキハ直チニ他ヘ搬出シ良材料ト引換フヘシ

第十九條 工事竣功検査前ニ於ケル既成部分及ヒ材料ノ亡失、毀損其他總テノ損害ハ請負人ノ負擔トス

第二十條 本町ノ都合ニ依リ工事ニ要スル物件ノ増減變更ヲ爲シ又ハ契約ヲ解除スルコトヲ得

前項ノ事項及竣功期日ノ伸縮ヲ要スヘキトキハ請負人及ヒ保證人ニ告達ス請負人及ヒ保證人ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第二十一條 工費ノ支拂ハ上棟式ニ於テ請負金ノ五分落成ノ上殘額全部ヲ支拂フヘシ

但シ第二十條ニ依リ契約ヲ解除シタル場合ハ此限リニアラス此ノ場合ニ在リテハ出來形精算書ノ添付ヲ要ス

第二十二條 落成検査ニ際シ工事施行方法カ仕様書ニ違ヒ又ハ不完全ト認ムルトキハ之カ手直シ又ハ改築ヲ命ス

請負人ニ於テ之ヲ拒ミタル場合ニハ本町ニ於テ執行シ其ノ費用ハ請負人ヨリ辨償セシム

第二十三條 天災不可抗力ノ爲メ竣功期日ノ延期ヲ出願シタル際ハ詮議ノ上許可スルコトアルヘシ

第二十四條 工事ハ契約締結後五日以内ニ着手スヘシ

契約期間中ニ竣功セサルトキハ期日滿了ノ翌日ヨリ起算シ一日ニ付金拾圓以内ヲ違約ノ賠償トシテ請負人ヨリ納付セシム

工事竣功期間及違約賠償金額ハ町長之ヲ定ム

第二十五條 第二十二條二項ノ精算書ハ契約書附屬ノ仕様書ノ單價ニ依ル

第二十六條 請負人ハ本町ノ許可ヲ得テ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得

第二十七條 第二十四條及條二十二條二項ノ賠償金ハ支拂フヘキ請負金額ノ内ヨリ控除シ尙ホ不足スルトキハ直チニ之ヲ追納セシムヘシ

以 上

雇員	月給金六十圓以下、日給金貳圓以下
使丁	月給金四十圓以下、日給金一圓五拾錢以下

第二條 月給ハ毎月二十一日之ヲ支給シ休日ニ當ルトキハ繰リ下ケトス

支給日以後ニ就職シ若クハ支給日以前ニ退職又ハ死亡シタルトキハ其ノ際支給ス

支給日以後ニ於ケル増給減給ハ其ノ際追給シ又ハ返納セシム

第三條 日給ハ前月二十一日ヨリ其ノ月ノ二十日迄ノ分ヲ勤務日數ニ依リ毎月二十一日之ヲ支給シ休日ニ當ルトキハ繰リ下ケトス

但シ年度末ニアリテハ三月三十一日ヨリ其ノ月ノ末日迄ノ分ヲ翌月四日迄ニ支給ス

退職、解職又ハ死亡者ハ其ノ際支給ス

第四條 前條ノ勤務日數ニハ一般ノ休日並ニ賜暇忌引其他公務ニ起因シタル疾病、傷疾ノ爲メ欠勤シタル日數ハ之ヲ加算ス

第五條 新任ハ其職務ニ就キタル日ヨリ増給、減給ハ發令ノ翌日ヨリ日割計算ヲ以テ支給ス

計算上厘位ヲ生スルトキハ之ヲ切上ケ錢位ニ止ム

日割計算ノ法ハ其月ノ現日數ニ依ル

第六條 月給者退職、解職及死亡ノトキハ當月分ノ全額ヲ支給ス、但シ自己ノ便宜ニ依リ退職シタル者又ハ懲戒處分若クハ刑事宣告ニ依リ解職トナリタル者及第十條ニ該當スル者ハ其ノ月ノ支給額ニ依リ日割計算ヲ以テ之ヲ支給ス

第七條 町長、助役、收入役ハ任期滿了ノ後引キ續キ就職シタルトキハ就職者ト看做ス

第八條 退職者ニシテ事務引繼キ殘務整理ノ爲メ特ニ命ヲ受ケ公務ニ従事スルトキハ其間従前ノ給料ヲ日數ニ應シテ支給ス

第九條 陸海軍ノ軍籍ニアル者召集セラレ軍衙ヨリ支給ヲ受クルノ間ハ本務給料ノ支給ヲ停止ス

第十條 但シ軍衙ヨリ受クル俸給額本務俸給額ヨリ寡少ナルトキハ其不足額ヲ補給ス

私事ノ故障ニヨリ職務ニ服セサルコト二十日ヲ踰ユルモノ及病氣ノ爲メ執務セサルコト六十日ヲ踰ユル者ハ日割ヲ以テ給料ノ半額ヲ減ス尙一ヶ月ヲ踰ユル者ハ其給料ヲ停止ス但シ公務ノ爲メ傷疾ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リタルモノハ此限リニアラス

八、町會議事規則

- 第一條 議員ノ席次ハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム
 - 第二條 病氣其他ノ事故ノ爲メ欠席セントスル議員ハ其事由ヲ當日開會時刻迄ニ議長ニ届出ツヘシ
 - 第三條 會議ハ議長ノ宣告ニヨリ開閉ス
 - 第四條 議事ハ三讀會ニ區別ス但シ會議々決ニヨリ第一讀會若クハ第二讀會ヲ以テ確定議トナスコトヲ得
 - 第五條 議員發言セントスルトキハ議長ノ許可ヲ受クヘシ
 - 第六條 會議ニ出席ノ議員ハ可否ノ數ニ入ラサルコトヲ得ス
 - 第七條 修正案ハ原案ニ先チテ可否ヲ決スヘシ
 - 第八條 可否ノ數ハ書記之ヲ點檢シ議長之ヲ宣言ス
- 九、傍聽人取締規則
- 第一條 町會ノ議事ニ傍聽セムトスル者ハ會場ノ受付掛ヘ住所氏名ヲ申出其指示スル所ノ席ニ着クヘシ
 - 第二條 左記各號ノ一ニ該當スル者ト認ムルトキハ傍聽席ニ入ルコトヲ許サス

- 一、武器又ハ兇器ヲ携帯シタルモノ
 - 二、酩酊シタル者
 - 三、異様ノ扮装ヲ爲シタル者
 - 四、精神病者、未成年者
- 第三條 傍聽席滿員トナリタルトキハ入場ヲ拒絕ス
 - 第四條 傍聽人ハ如何ナル事由アルモ議場ニ入ルコトヲ得ス
 - 第五條 凡ソ傍聽席ニ在ル者ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ
 - 一、帽子、外套ノ類ヲ著ス可カラス
 - 二、傘杖ノ類ヲ携帯ス可カラス
 - 三、飲食又ハ吸煙ス可カラス
 - 四、言論ニ對シ批評ヲ加ヘ又ハ可否ヲ表ス可カラス
 - 五、喧擾ニ涉リ議事ヲ妨害ス可カラス
 - 第六條 本則ニ違背シタル者アリト認ムルトキ議長ハ之ニ退場ヲ命スルコトアル可シ

第二節 事務日誌

昭和三年中に於ける本町の事務の状態を観るに、町村會を招集したること十五回、其他の名譽職協議會を開催したること二十四回にして、その間施設改廢したる事項は決して少なしと雖も町會と云ひ、協議會と云ふも、出席者定數に満たざるを以て開會するに至らず、流會したること一再ならずしは、本町自治行政上幾多の支障を來たすの結果となり、町將來に對し甚だ憂慮すべきことである。

即ち昭和三年中に於ける事務の状態は左に掲ぐる内容を以て見るも明かである。

一月四日

第二小學校々舎建築ニ關スル事務ノ打合セラナス

出席者 西片、久保田兩助役、細井、鶴岡兩村議、建築技師小坂照太郎

一月三十日

村會召集 出席議員 西片、齋藤、伊東(金)、岩立、杉浦ノ五名ニテ定員ノ

半數ニ達セサル爲メ流會

二月三日

村會再招集 出席議員 齋藤、大澤、伊東(金)、岩立、濱島、西片、鶴岡、吉沼、細井

小林(十)、杉浦、小林(傳)、清水ノ十三名

午後零時半開會 同三時四十分閉會、

提出議案

一、第二小學校建築委員設置ノ件 (可決)

一、同 委員ヲ定ムルノ件 (可決)

一、町村制第六十八條ノ區ヲ分割スルノ件 (可決)

一、區長ヲ定ムルノ件 (可決)

一、村税缺損處分ノ件 (可決)

一、町村道認定ニ關スル諮問 (可決)

一、小學校令第九條第二項ニ依ル尋常小學校々數位置ニ關シ東京府知事ヨリ別紙寫ノ通り諮問

アリタリ (寫 省 畧)

- 一、やまと工業株式會社對本村間ニ係ル訴訟取下ニ關スル報告
- 一、小林(傳)議員ノ提案ニヨリ村長及助役ヲ決定ス

村長(名譽職)西片熊四郎、助役(同上)伊東孝一、

二月十四日

村會招集 出席議員 石渡、齋藤、小林(傳)、大澤、岩立、濱島、西片、伊東(孝)、

鶴岡、細井、小林(十)、杉浦、清水ノ十三名

午後零時七分開會、同一時半閉會

提出議案

- 一、新築小學校々名並開校豫定期日ヲ定ムル件 (可決)
- 一、昭和二年度本村歲入出追加更正豫算 (可決)
- 一、特別基本財産繰入ノ件 (可決)

二月二十日

衆議院議員選舉執行。本村投票所ハ本村尋常高等小學校ニシテ、午前七時ヨリ投票開始シ午後六時ニ終了ス(投票總數二千七十票)

二月二十一日

午前八時ヨリ本郡内十三箇町村衆議院議員選舉ノ開票ヲ開始ス、午後五時終了、

三月一日

一、昭和二年十二月二十六日ノ議決ニ基ク東京府知事ノ許可ヲ得テ本日ヨリ町制ヲ施行セラ

ル
一、聯合協議會、議員ヲ始メ各名譽職ノ聯合協議會ハ午後一時開會 同三時閉會

出席者 三十一名

協議事項 町制施行祝賀ニ關スル件

一、學務委員會開催 出席委員 武藤、奥田、清水、大和、淺岡、島田ノ六名

午前十時半開會 同十二時閉會

附議事項 第二小學建築費豫算ノ編制ニ關スル件

三月八日

町會招集 出席議員 岩立、西片、伊東(孝)、鶴岡、杉浦、細井、濱島、白田、大澤、

吉沼、清水、伊東(金)、小林(十)、齋藤ノ十四名

午前十一時五十分開會、午後四時四十分閉會、

提出議案

- 一、本町ニ警察署新設ヲ其筋ヘ申請ノ件 (可決)
- 一、小學校授業料徴收ニ關スル件 (可決)
- 一、一時借入金ノ件 (可決)
- 一、本町有給吏員旅費支給規定中改正ノ件 (可決)
- 一、同 退職給與金條例中改正ノ件 (可決)
- 一、同 年功加俸條例中改正ノ件 (可決)
- 一、町村制第七十一條ノ有給吏員名稱、定數ヲ左ノ通り改正シ昭和三年四月一日ヨリ施行スルノ件 (可決) (別表省畧)

三月九日

繼續町會招集

出席議員 西片、伊東(孝)、杉浦、齋藤、小林(傳)ノ五名ニシテ定數ニ達セス流會、

三月十日

繼續町會再招集 出席議員 西片、伊東(孝)、杉浦、齋藤、伊東(金)、細井ノ六名ニシテ流會、

三月十一日

町會招集

出席議員 西片、伊東(孝)、岩立、細井、鶴岡、濱島、杉浦、齋藤、白田、石渡、吉沼、清水、伊東(金)、小林(十)ノ十四名

午後四時十分開會 同八時十五分閉會

提出議案

昭和三年度本町歳入出豫算 (修正可決)

三月十二日

繼續町會招集

出席議員 齋藤、大澤、岩立、白田、濱島、西片、伊東(孝)、鶴岡、細井、小林(十)、杉浦、清水ノ十二名

午後三時十五分開會 同五時十五分閉會

一、昭和三年度本町基本財産歳入出豫算 (可決)

一、同 教育基金歳入出豫算 (可決)

- 一、同 罹災救助基金歲入出豫算 (可決)
- 一、昭和三年度町稅賦課率ノ件 (可決)
- 一、町稅制限外課稅ノ件 (可決)
- 一、大正十五昭和三十五年本町歲入出決算報告
- 一、同 基本財產歲入出決算報告
- 一、同 教育基金歲入出決算報告
- 一、同 罹災救助基金歲入出決算報告
- 一、本町名譽職員報酬額費用辨償額並其支給規定中改正ノ件
- 一、土木費補助申請ニ關スル件

三月十六日

區長會議開催 出席區長 岩立、増田、加藤、森谷、齋藤、白田、飯島、山田、丹後、小澤ノ十名

午後三時開會 市街地建築物法ニ關スル講演會開催ノ件ニツキ議ス 同四時散會

三月十九日

午後七時三十分ヨリ市街地建築物法ニ關スル講演會ヲ開ク
講師 染谷 技師

三月二十七日

臨時種痘施行 場所、澁江 西光寺 立石 西圓寺

三月二十八日

臨時種痘施行 場所、澁江 西光寺 立石 西圓寺

四月四日

聯合協議會開催 出席者二十七名

午後二時四十分開會 同四時四十分散會

協議事項

- 一、第二小學校建築費起債認可稟請速進ニ關スル件
- 一、本町ニ警察署新設ニ關スル件
- 一、町制施行祝賀會開催ニ關スル件

一、電信事務開始ノ件

四月 七日

協議會開催 出席者十一名

午前十一時二十分開會 正午散會

協議事項 電信事務開始ノ件議了ス

四月 十日

東京府會議員補缺選舉執行。午前八時より本町役場ニ於テ投票ヲ開始シ 午後六時終了ス

四月二十一日

聯合協議會開催出席者十六名

午後三時開會 同四時散會

協議事項 前本町小學校長武藤廣吉ノ慰勞ニ關スル件

四月二十六日

町會招集 出席議員 齋藤、小林(傳)、伊東(金)、岩立、白田、濱島、西片、伊東(孝)

鶴岡、細井、小林(十)、杉浦ノ十一名

午後三時半開會 同四時閉會

提出議案

一、前本町小學校々長武藤廣吉ニ對スル慰勞金贈呈ニ關スル件 (修正可決)

五月 八日

講話會開催 午後二時ヨリ本田俱樂部ニ於テ警視廳防疫官及亀有警察署矢萩部長外三名ノ

今秋舉行ノ御大典ニ際シ衛生事業トシテ井戸改善ニ關スル講話アリ 同四時散會

五月十四日

畜犬豫防注射執行 注射頭數二百餘頭

五月十五日

消防組定期點檢執行 午前十時ヨリ本町小學校ニ於テ執行ス

六月 二日

建築委員會開催 出席委員十一名

午後二時十分開會 同七時散會

附議事項 第二尋常小學校建築ニ關スル件

六月四日

道路修繕工事入札執行 立石道府費補助道路修繕工事
落札者 石井佐四郎 落札金額 五百九十五圓

六月十日

東京府會議員總選舉執行 午前七時ヨリ本町小學校ニ於テ投票ヲ開始シ 午後六時終了ス

六月十一日

午前八時ヨリ本町小學校ニ於テ東京府會議員選舉ノ開票ヲナシ午後八時ニ至リ終了ス

六月十六日

町會招集 出席議員 石渡、齋藤、小林(傳)、大澤、伊東(金)、岩立、濱島、西川、

西片、伊東(孝)、鶴岡、吉沼、細井、杉浦、清水ノ十五名

午前十時四十分開會 午後一時半閉會

提出議案

- 一、昭和三年度本町歳入出追加更正豫算 (可決)
- 一、本町有給吏員死亡給與金條例中改正ノ件 (可決)

- 一、本町有給吏員給料額及其支給規程中改正ノ件 (可決)
- 一、本町校醫慰勞ニ關スル件 (可決)
- 一、本町名譽職員報酬額費用辨償額並其支給規程中改正ノ件 (未決)
- 一、第二小學校建築請負ニ關スル件

六月二十二日

豫防注射執行 午前九時ヨリ小學校ニ於テ腸チフス豫防注射ヲ行フ

六月二十三日

午前十時ヨリ小學校ニ於テ兒童ニ對スル腸チフス豫防注射ヲ執行ス

六月二十五日

産業組合講習會 本日ヨリ二十九日マテ五日間東京府主催ノ産業組合講習會ヲ本町役場樓

上ニ於テ開催ス

講師 農林省主事 梅原寅之助、同主事補 中西宗次郎、外三名

六月二十七日

豫防注射執行 二十三日ニ引續キ小學校ニ於テ腸チフスノ豫防注射ヲ二十九日迄繼續執行ス

七月二日

協議會開催 出席者 十三名

午後三時四十分開會 同四時五十分散會

協議事項 第二小學校建築ニ關スル經過報告並將來ノ計劃ニ關スル件

七月三日

豫防注射執行 本日ヨリ五日マテ三日間尙腸チブスノ豫防注射ヲ行フ

七月五日

第二小學校敷地反對ノ決議文提出

提出者 反對者代表十三名

七月七日

町會招集 出席議員 齋藤、小林(傳)、大澤、伊東(金)、岩立、白田、濱島、西片、

伊東(孝)、鶴岡、細井、小林(十)、杉浦ノ十三名

午後二時十分開會 同五時五十分閉會

提出議案 第二小學校敷地反對側ノ代表トノ交渉委員選定ノ件

七月十日

議員側交渉委員七名、町民側交渉委員七名、選舉決定セリ

一、交渉委員開催 出席者 十四名

午後二時開會 同四時散會

附議事項 第二小學校敷地買収ニ關スル件

一、協議會開催 議員、學務委員及第二小學校敷地選定委員ノ聯合協議會ヲ開ク

出席者 十九名 午後四時三十分開會、同五時四十分散會

協議事項 前記委員會ニ於ケル協議事項ニ同シ

七月十三日

簡閱點呼執行 午前六時ヨリ本町小學校ニ於テ南綾瀬村ヲ合シテ執行ス

執行官 歩兵中佐 萩 洲 立 兵

七月十九日

一、協議會開催 出席者 十二名ナルモ議了スルニ至ラス

午後四時流會

一、講演會開催 午後二時ヨリ本田俱樂部ニ於テエキリ豫防ニ關スル講演會ヲ開ク
七月二十日

町内一般ニ蠅取デラ施行ス

七月二十一日

協議會招集スルモ出席者八名ニシテ流會ス

七月二十五日

協議會開催 出席者 四十二名

各名譽職並町民代表者ヨリナル聯合協議會ハ午後二時二十分開會 同四時二十分散會

協議事項 第二小學校敷地選定ニ關スル件

尙同協議會ハ三十日マテ繼續ス

八月 四日

學務委員會及第二小學校敷地選定委員會ヲ招集スルモ何レモ流會

八月 九日

協議會招集スルモ出席者四名ニシテ流會

八月十四日

第二小學校建築速成陳情書提出

寶木塚、篠原、四ツ木、若宮、澁江ノ住民代表吉野鈴之助、外十四名ヨリ提出ス

八月十五日

防火宣傳活動寫真會開催 午後七時ヨリ小學校ニ於テ警視廳主催ノ下ニ開ク

八月二十一日

西片町長辭職ニツキ事務引繼ヲ行フ

東京府屬鈴木嘉壽一、出張ノ上無事引繼ヲ了ス

八月二十九日

聯合協議會開催 出席者二十九名

午前十一時半開會 午後一時半閉會

協議事項 第二小學校建築速進ニ關スル件

八月三十一日

協議會開催 出席者六名

午前十時五十分開會 午後一時散會

協議事項 第二小學校敷地買収ニ關スル件

九月一日

衛生活動講話會開催 午後六時ヨリ小學校ニ於テ開ク係官トシテ警視廳ヨリ奥協防疫官外五名

出張ス

十月二日

天皇 皇后兩陛下御眞影奉戴シ午後三時半之レヲ奉迎ス、奉迎シタルモノハ左ノ如シ
教員、小學兒童、吏員、名譽職員、在郷軍人、青年團員、

十月十五日

協議會開催 出席者 十五名

午後二時開會 同四時散會

協議事項 本田消防組ノ御大典紀念事業トシテ自動車ポンプ講入ニ關スル件

十月十九日

協議會開催 出席者 二十一名

午後二時半開會 同四時半散會

協議事項 警備並御大典奉祝ニ關スル件

十月二十三日

御大禮講話會開催 午後六時ヨリ本田俱樂部ニ於テ南葛飾郡神職會主催ノ下ニ幻燈映寫ニ依

ル御大禮ニ關スル講話會ヲ開ク

講師、寺島町白鬚神社々掌、本町熊野神社々掌、

十月二十九日

軍隊宿營 第一師團野砲兵三箇中隊、兵員三百三名、馬匹二百二十二頭、

本町ノ篠原、四ツ木、澁江、方面ニ分宿ス

十月三十日

御眞影奉戴式舉行 去ル十月二日奉戴セシ天皇、皇后兩陛下ノ御眞影奉戴式ヲ小學校ニ於テ

舉行ス

十一月一日

消防點檢執行 午前十時ヨリ消防機械、器具ノ點檢ヲ行フ

十一月二日

建築委員會開催 出席者十二名

午後零時十時開會 同四時散會

附議事項 第二小學校建築ニ關スル件

十一月五日

一、陪審員候補者抽籤執行 午前十二時ヨリ役場樓上ニ於テ吉澤、細井、嘉重ノ三名立會ノ

上陪審員候補者十二名ノ抽籤ヲ行フ

一、選舉人名簿縦覽開始 本日ヨリ十五日間府町會議員、並ニ衆議院議員選舉人名簿ヲ縦覽ニ
供セシム

十一月十日

高齢者ニ對スル御下賜金品ノ奉授式舉行

午前一時五十分ヨリ役場内ニ於テ本町高齢者二十二名ニ對シ御下賜サレタル養老杯及酒肴料ノ
奉授式ヲ舉行ス

十一月十九日

本町町青年訓練所查閱並終了式舉行

參列者 歩兵第三聯隊大隊長步兵少佐 今井文二

東京府社會教育主事補 田中令三

十一月二十二日

町會招集 出席議員 伊東(孝)、伊東(金)、岩立、石渡、細井、吉沼、杉浦、鶴岡、

大澤、齋藤、西川ノ十一名ナルモ定數ニ達セサルヲ以テ流會

十一月二十三日

町會再招集 出席議員 伊東(孝)、伊東(金)、石渡、吉沼、杉浦、細井、鶴岡、齋藤、

西川ノ九名

午後三時開會 同四時五十分閉會

提出議案

一、本町會議員選舉人名簿ニ關シ別紙寫ノ通り異議申立ニツキ町村制第十八條ノ三ニ依リ其會
ノ決定ニ付スノ件 (別紙寫省畧) (可決)

一、梅田區長ヲ定ムルノ件 (可決)

一、警備委員一名補充ノ件 (可決)

十二月二十五日

建築委員會開催 出席委員 十四名

午後二時五十分開會 同四時半散會

附議事項 第二小學校建築ニ關スル件

十二月五日

建築委員會開催 出席委員 十一名

午後二時開會 同五時散會

附議事項 第二小學校建築ニ關スル件

十二月十日

土木委員會開催 出席委員 十六名

午前十一時四十分開會 午後二時半散會

附議事項 道路修繕ニ關スル件

十二月十八日

第二尋常小學校建築工事請負入札執行

午前十一時指名競争入札執行直チニ開札セルモ豫定價格超過ノ爲メ午後二時再入札直チニ開札ノ結果再ヒ豫定超過ノ爲メ最低入札者、株式會社竹田組ト金七萬五千圓ヲ以テ隨意契約ヲナス

十二月二十四日

一、第二小學校敷地ノ地鎮祭舉行 午前十時ヨリ敷地現場ニ於テ舉行ス

參列者 町會議員八名 學務委員五名

一、本田消防組定期點檢ヲ執行ス

十二月二十七日

町會招集 出席議員 石渡、小林(傳)、大澤、伊東(金)、岩立、伊東(孝)、濱島、鶴岡

細井、小林(十)、杉浦ノ十一名ナルモ定數ニ達セス流會

十二月二十八日

一、建築委員ノ材料検査 第二小學校建築用材料ノ検査ヲ行フ 立會委員十名

一、町會再招集 出席議員 伊(東孝)、伊東(金)、齋藤、岩立、西川 鶴岡、細井、杉浦

清水ノ九名

午後二時二十分開會 同三時二十分開會

提出議案

一、昭和三年度本町歳入出追加更正豫算（可決）
本日ヲ以テ御用納メトナル

第七章 財 政

第一節 財政の概況

土地の興隆衰頽は其市町村の財政に大なる衝動を與へることは、必然の結果である。現今我國に於ける經濟は逐年膨脹し、從て各府縣市町村の經濟も亦膨脹に膨脹を累ね、限りある財力に、限りなき膨脹を來たすが如き現狀である、之蓋し、社會の進歩發展に連れ日に月に、事務は益々複雑繁多となり、之が處理する上に於ては、經費の増加を來すは勢ひ免れざる處にして、殊に人口の増加に伴ふ教育費の膨脹は、町經濟上大に注目すべきところである。

抑々町村財政樹立は、町村有の財産より生ずる收入、及び個人經濟的收入即ち手数料、使用料等を以て、之等收入に不足を生じたる場合は、町村税を賦課し或は夫役現品を賦課徴收して、之れ

に充當すると云ふことは、町村制度の本旨である。

しかしながら現今我國に於ける町村にては、町村税の賦課徴收せざるは殆んどなく、否制限率を超えたる課率を以て賦課するも、尙且つ足らざるの狀態である、從て臨時の經費に對しては起債に依り急遽支辨する方法に出でざるの已むなきを得ざるが多々ある。

本町の如き新興町村に於てはかゝる、町村税の賦課徴收のみにては、到底不足を免れぬ爲め屢々公債を起しては其の不足を補ふことも亦他事なかるべきである。即ち本町は大正十二年の關東震災後人口の激増に依て、教育費の不足を告げたる結果、今日までには前後數度に亘り二十一萬六千數百圓の町債を起し、其支辨に供しつゝあるの現狀である。

第二節 歳入出豫算

本町歳入出豫算は左表に示す如くにして、大正十四年は二十四萬二千八百八十四圓にて、全十五年の九萬八千七百圓に比し二十五割弱の増加を示してゐるが、それは本町尋常高等小學校の増築費を含に依るものである。

昭和二年度に至りては前年度の十七割強の膨脹を來たし、全三年度に於ては二十二萬七千五百六十一圓となつたが、これも第二尋常小學校の建築費の十萬圓を含むによるものである。

要するに本町豫算の膨脹の主要なるものは土木費と小學校營繕費である。

第一項 歳入累年比較

種別	(追加更正ヲ含ム)			
	大正十四年度	全十五年	昭和二年度	全三年度
使用料	八〇〇	一、四〇〇	三、四七〇	二、四八四
手數料	二二五	五七〇	五七〇	六七〇
國庫下渡金	三、五〇〇	九、七五九	一〇、五〇〇	一七、七四八
交付金	一、二六〇	一、三六〇	一、三六〇	二、七五七
府補助金	七五九	八九〇	一、〇三二	一、二二二
寄附金	二、〇〇〇	—	三、〇〇〇	一、九九七
繰越金	九、六三〇	二、七〇〇	六〇〇	一〇、四〇〇
財産売却金	—	—	—	一〇、四〇〇
雑収入	一、一七六	二、一七八	九、七九〇	二、四五二
町村税	五四、九六〇	五〇、三三三	五九、五四四	一〇、四四五
町村債	一五八、〇〇〇	—	七八、〇〇〇	七七、三五六
合計	二四二、八八四	九八、七〇〇	一六七、八六六	一〇〇、〇〇〇

第二項 歳出累年比較

科目	(追加更正ヲ含ム)			
	大正十四年度	全十五年	昭和二年度	全三年度
神社費	七〇	七〇	七〇	八二
會議費	三九	三〇	三〇	三四九
役場費	一七、〇七〇	二〇、二〇〇	二〇、五九六	三〇、六五
土木費	五、三〇〇	五、一〇〇	八、〇〇〇	一、二一〇
尋高小學校費	二四、七三三	三三、二六三	三六、三三三	四三、三三四
第二尋常小學校費	—	—	—	—
學事諸費	—	六八〇	一、七九二	一、五八一
傳染病豫防費	二四五	三五〇	四七〇	九九五
勸業諸費	六五	六五	六五	六五
警備費	一、二〇〇	一、五六〇	二、二五〇	三、七二二
財産費	二四〇	五六〇	五六〇	五六〇
合計	二四二、八八四	九八、七〇〇	一六七、八六六	一〇〇、〇〇〇

種別	第三項 臨時部歳出累年比較 (追加更正ヲ含ム)			
	大正十四年度	全十五年	昭和二年度	全三年度
諸税及諸負擔費	一、三〇〇	一、四五〇	一、二五〇	一、六二二
公債費	三、四〇八	九、〇四四	八、七九四	一三、九〇九
補助費	七〇〇	七〇〇	八三〇	八七〇
電話架設費	二、五〇〇			
村會議員選舉費	二四			
雜支	一、三〇〇	四、〇九〇	一、八九〇	一、六七五
豫備費	二、一〇八	七三三	一、五二七	二、五〇〇
實業補習學校費	三八	五五		
奉祝費				六五
歳出合計	六九、七九〇	六、七〇〇	八四、六二六	一三、六〇四

種別	第三項 臨時部歳出累年比較 (追加更正ヲ含ム)			
	大正十四年度	全十五年	昭和二年度	全三年度
土木費	一、四〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	
小學校營繕費	101,174	18,000	六、二五〇	113,707

種別	第三項 臨時部歳出累年比較 (追加更正ヲ含ム)			
	大正十四年度	全十五年	昭和二年度	全三年度
警備費			三、〇〇〇	
寄附金				
訴訟費				
役場營繕費	10,800			
公債費	五八、五八〇			
共同荷揚場設置費				
國勢調査並失業統計調査費	五20			
役場費				二五〇
臨時部歳出合計	173,094	110,000	83,250	113,957

第三節 町村債

(昭和三年十二月末日現在)

方法	年次	議決月日	許可月日
大正十三年	同	二月六日	三月六日
		三月六日	三月三十一日
同十四年	同	三月六日	三月三十一日
		三月三十一日	三月三十一日
同十五年	同	九月十七日	九月十七日
		九月十七日	九月十七日
昭和二年	同	十月十八日	十月十八日
		十月十八日	十月十八日

債權者	借入月日	借入金額	費途	利率	償還財源	償還期間
東京府	三月三日	五、八〇〇円	小學校震災 應急施設費	年四分八厘	一般歳入	自大正十九年 至全四十年
政 府	三月三十日	二、〇〇〇円	歳入欠陥 補填	年五分	同上	自大正十八年 至全四十七年
東京府	六月二十六日	七、六〇〇円	震災復舊 施設費	同上	同上	同上
同 上	六月二十八日	一、四〇〇円	震災被害 橋梁復舊費	同上	同上	同上
同 上	二月十四日	四一、〇〇〇円	小學校震災 被害復舊費	同上	同上	同上
逓信省	五月十四日	五八、〇〇〇円	同 上	年六分五厘	同上	自大正十五年 至全二十三年
同 上	六月三十日	一〇〇、〇〇〇円	第二小學校 建築費	同上	同上	自昭和三年 至全二十六年

前表に依つて之れを見れば、大正十三年以降今日までに於ける、本町の起債は合計二十一萬六千八百圓となり、其内償還額は一萬五千七百六十三圓四十七錢で、残二十萬一千圓五十三錢となれば、現在本町に於ける町債は此殘金、即ち二十萬圓となる譯である。

かゝる町債を起したる所以のものは、他なし、前節に於て述べた通り、本町は急激なる膨脹を來たしたるが故、町經費の増加を招きたるに依るものである、この増加したる經費は殆んど大正十二年に於ける關東大震災に基くものであるが、其費途は大部分教育費に當て、居ることに留意すべきである。即ち町村經濟中教育費の年々増大することは、現今我國に於ける一般的事例であ

つて、從て財政に困難を生ずるもの殆んど、之れに基因するものであるが、殊に本町の如き新興町村に於ては著しき教育費の膨脹に對しては歴代理事者の均しく苦慮するところである。

しかしながら、社會文明の進歩は一に教育に基き、強ては國家の盛衰亦之れが消長に、大なる原因を有することであるから國民教育の重、且大なることは、元より喋々を要せずと雖も、之れが經費の負擔すべき町村民に於ては、よく町村財政を覺り其經費の負擔に對しては毫も吝まらず、且つ逐年増大することに堪え、益々以て財源を求め層一層健全なる、我等の町村たらしむことに努力すること、寧ろ町村民の大いに誇揚すべきところである

第四節 町有財産

本町々有財産を大別すれば不動産及動産となり、不動産の部分としては土地及建物、動産の部分としては現金及び有價證券となる。しかして之等土地建物は何れも不収益のものにして、小學校及び役場敷地を除く地所は極めて僅少である、なほ又建物としても二小學校と役場廳舎のみで動産も亦少なく、現金としては罹災救護基金及び町基本財産積立金のみにして、有價證券は教育基金に充當してある復興債券二枚あるに過ぎぬ。

これ本町現在に於ける財産にして不動産を除けば、頗る貧弱と云はざるを得ない。從て年々町の

經濟樹立の途は勢ひ租税に頼るの外なく未だ他に依るべき方法なき現狀である。惟ふに蓄積のことたるや一國の經濟と云はず、一市町村或は一家の經濟とを問はず、その貴重なことは言を俟たずと雖も、世の實狀は甚だ複雑にして一律ならず、或は充分の蓄積あり、或は如何に努力するも自力にては不可能となり借財を以て辛くも維持するものがある、之れ經濟樹立に先立ちて均しく苦慮する一因をなすものである。

本町は不幸にして後者に屬し、逐年膨脹する町經濟に對しては、遂ひに起債を以て善後策を講ずるに至つた、然れ共町經濟の膨脹は町發展に基くものなれば、緊蹙一番一層の努力をなしその膨脹する町經濟に良く堪ゆるこそ、二萬三千の町民各自の義務にして、聽てはまたかへる幸福を招來する原因ともなるのである。

かくの如く本町々有財産は未だ極めて僅少にして、一旦緩急ある場合に處しては偶々資を他に需めざるを得ぬ、されば努めて町有財産の増加を圖り依て以て町經濟の圓滑ならしめんことを希望する所以である。

第一項 土地及建物

(昭和三年十二月末日現在)

種別	坪數	所在	建物	
			種別	坪數
宅地	一〇坪五	澁江	役場 廳舎	七四、五
畑地	二二步	同	第一小學校	一〇六、五
雜地	三畝三步	同	第二小學校	六二、五
墓地	三七坪	上木下川	唧筒置場	八、〇
第一小學校敷地	二、三四坪六	立石、原	唧筒置場	八、〇
第二小學校敷地	一、六七坪六	川端	唧筒置場	八、〇
役場敷地	一八坪〇二	川端	鐵骨望樓	同
計				

第二項 現金及有價證券

(昭和三年十二月末日現在)

種別	現金	有價證券		計
		枚數	額	
罹災救護基金	1101,41			1101,41
小學校基本財産				
計				

町基本財産積立金	八七、四九	—	—	—	八七、四九
教育基金	—	二枚	五、〇〇	一、〇〇	一〇、〇〇
計	二八八、九〇	二枚	五、〇〇	一、〇〇	二九八、九〇

第五節 租税公課

租税は國家財政上一大資源をなすは今日否定の出來ざるものである、之我が憲法に國民は納税の義務を負ふことの規定しある所以である、即ち納税の義務は徴兵の義務と並び起つ二大義務にして、國民たるものは深く意をここに致さるべきである。

然るに納税觀念は動もすれば、國民の腦裡を遠ざかるの嫌ひなきにあらず、隨て其局に當るものは均しく苦慮する所である。

さりながら國税に於て見れば其滞納率比較的僅少にして、本町も亦然りであるが、府税町村税に於ては僅少なからざるは洵に慨嘆に堪えざる次第である、殊に町村税の滞納額は實に多額に昇り、本町の如きも昭和二年同三年の兩年度に於ては年毎に約二萬圓の滞納額を算したのである、勿論かゝる滞納をなすに至る原因は敢て故意ならずと雖も、之等滞納整理の爲め要する勞資は年々莫

大なる數字を示し、町村經濟に及ぼす影響甚大である。故に若し夫れ之れを知るに於ては、努めて滞納せざること、せば、即ち義勇奉公の念となりて國家忠良なる臣民たるを失はざるものである。

本町の最近五ヶ年間に於ける税額の比較を見ん、に國税と云はず將又府税町村税と云はず年々増大し町税の如きは大正十二年の三萬五千七百五圓二十二錢の税額に比し、昭和二年の税額は六萬七千二百五十九圓五錢となり、約九割の増加を來たしてゐる、之元より只單に賦課率の引き上げにのみ依るに非ずして人口の増加に伴ふ納税者の増加に基きて生ずる結果なるを知るべきである。

第一項 國税累年比較 (自大正十二年度至昭和二年度)

税目	大正十二年度	同十三年度	同十四年度	同十五年度	昭和二年度
地租	六三六、〇九	六三九、九七	六四五〇、四三	六八八、二〇	六四八三、〇九
個人營業稅及營業收益稅	二〇三、九	二三四、三	二七三、四七	三六九、〇〇	四七五、五八
第三種所得稅	三〇七、五五	一四六六、七五	一三九〇、五五	一三〇四、三	一八二四、九七
賣藥營業稅	四、〇〇	—	—	—	—

乙種資本利子税	
計	114,631
	237,086
	230,445
	231,541
	291,091
	40,968
	208,540

一、地租額別人員

金額	大正三年度	同十三年度	同十四年度	同十五年度	昭和二年度
二十錢未滿	25	24	25	23	27
二十錢以上	41	43	45	48	50
五十錢以上	83	86	89	91	93
一圓以上	96	96	99	102	109
二圓以上	53	52	61	67	69
三圓以上	56	56	58	59	60
五圓以上	39	40	42	45	49
七圓以上	42	51	49	47	46
十圓以上	46	39	43	48	49
十五圓以上	21	25	27	30	30
二十圓以上	35	36	33	34	33

二、個人營業稅及營業收益稅額別人員

金額	大正三年度	同十三年度	同十四年度	同十五年度	昭和二年度
三十圓以上	27	25	25	26	27
五十圓以上	24	22	22	21	21
百圓以上	5	6	6	7	7
計	593	601	624	648	670

金額	大正三年度	同十三年度	同十四年度	同十五年度	昭和二年度
十五圓未滿	56	73	54	74	21
十五圓以上	20	16	18	12	11
二十圓以上	55	84	79	92	17
二十五圓以上	35	44	47	56	19
三十圓以上	33	44	54	66	17
三十五圓以上	33	44	47	56	19
四十圓以上	1	1	2	3	4
四十五圓以上	1	1	2	3	4
五十圓以上	5	7	2	5	6

第二項 府稅累年比較

(自大正十二年度至昭和二年度)

計	二十五圓以上	三十圓以上	三十五圓以上	四十圓以上	四十五圓以上	五十圓以上	七十圓以上	百圓以上	百五十圓以上	二百圓以上	三百圓以上	五百圓以上	二千圓以上	五千圓以上
一三四							三三五							
四〇八						一	一五二	四四	三	八	二	一		
二六三							一〇二	七	八	三	五	一		
一四一							一四二	九	八	六	四	二		
二二一							一八五	九	四	三	一	一		

三、第三種所得稅額別人員

金額	大正三年度	同十三年度	同十四年度	同十五年度	昭和二年度
一圓未滿	九	二六	九	四	七
一圓以上	六〇	一七七	七五	一八	一四
五圓以上	二七	八七	六八	二四	二九
十圓以上	八	三〇	二九	二〇	五三
二十五圓以上	五	一七	八〇	八	二二

計	七十圓以上	百圓以上	百五十圓以上	二百圓以上	三百圓以上	千圓以上
一〇一						
一二〇						
一一〇						
一二三						
七九						

税目	大正十二年				
	大正十二年	同十三年	同十四年	同十五年	昭和二年
地租附加税	八、〇三五、二六	七、九五三、七三	七、八七五、三一	五、一四〇、七七	四、六一〇、五〇
特別地租附加税	一、二四九、七〇	一、四七〇、七八	一、五九九、二六	七六、五二	一七、一三
營業稅附加税及營業收益稅附加税	一、五九、七六	八三七、六〇	八二七、五一	五二九、八三	二、八四一、五九
所得稅附加税	〇、二二				
賣藥營業稅附加税	一、六四六、六七	一、三六五、三五	二、二三一、八七	二、二〇三、三三	二、九三七、〇七
營業稅	三、四三三、〇一	六、〇〇〇、九六	九、五八五、一三	一三、二〇三、九六	一三、九三五、〇二
雜種稅	一〇、四三〇、九一	一一、八二六、二九	一五、一三三、二七	一五、一六七、七八	一八、三三三、九五
家屋稅	七八〇、七四	七六六、九七	七四二、七五	七三九、九一	八〇〇、三二
都市計劃特別地租附加税及地租附加税					
同特別地租附加税					
同營業稅附加税	四三六、二九	五二一、四三	五八七、七一	九五一、七八	一、〇七〇、四九
同營業收益稅附加税	一、六八一、九六	四、三四九、三一	二、三五一、四三	二、二四五、二七	一、四七六、四八
計收入	二七、八四四、四二	三五、〇九四、四二	四〇、七六五、二四	四一、四八七、一九	四八、〇一〇、三六

第三項 町村稅累年比較 (自大正十二年度至昭和二年度)

税目	大正十二年				
	大正十二年	同十三年	同十四年	同十五年	昭和二年
地租附加税	三、八三、七三	三、七四、六三	三、七三、二二	三、六六四、二八	四、二一、九七
特別地租附加税	九八七、二一	一、六一、六六	一、六三九、七二	三、一三七、四〇	二、八〇〇、五六
國稅營業稅附加税及營業收益稅附加税	四八八、一六	一、二七七、六四	一、三八三、五〇	一、四八一、七五	一、二五三、三五
所得稅附加税	〇、二二				
賣藥營業稅附加税	一、六二五、八七	二、〇四五、八四	三、一九四、六三	三、三〇一、四二	三、八二二、八九
府稅營業稅附加税	四、〇六九、二五	六、六六四、八〇	一〇、三五三、一一	一七、六四五、三三	一八、一〇二、七五
府稅雜種稅附加税	三二、九五八、八二	二五、九九九、二〇	三三、二五九、五四	二八、八〇五、三八	三四、七九九、〇八
家屋稅附加税	一、七九二、二六	五、二六五、六〇	四、一八八、三一	二、五四二、五四	二、三五三、一八
計收入	三五、七〇五、三二	四五、九三九、三六	五七、七五〇、九四	六〇、六三二、二〇	六七、二五九、〇五

第四項 町村稅賦課率累年比較 (自大正十二年度至昭和二年度)

税目	大正十二年				
	大正十二年	同十三年	同十四年	同十五年	昭和二年
地租附加税	二六	二六	二八	二八	〇、三一、三六
其他	六六	六六	六六	六六	〇、七三、九二

特別地稅附加稅	國稅營業稅附加稅及營業收益稅附加稅	所得稅附加稅	賣藥營業稅附加稅	府稅營業稅附加稅	府稅雜種稅附加稅	家屋稅附加稅
四七	四七	一四	〇三	一〇〇	一〇〇	二、二〇
六	六	一四	一五〇	一〇〇	一〇〇	二、二〇
七	七	一四	一五〇	一三〇	一三〇	一、九〇
六	六	一四	一五〇	一三〇	一三〇	一、九〇
六	六	一四	一五〇	一三〇	一三〇	一、九〇
六	六	一四	一五〇	一三〇	一三〇	一、九〇
六	六	一四	一五〇	一三〇	一三〇	一、九〇
六	六	一四	一五〇	一三〇	一三〇	一、九〇
六	六	一四	一五〇	一三〇	一三〇	一、九〇
六	六	一四	一五〇	一三〇	一三〇	一、九〇

第八章 教 育

第一節 教育の概況

我國に於ける普通教育の機關は、所謂寺小屋教育時代が其最初のもので云ふべく、當時は寺院の住職や篤學者が二三十人位の子弟を一堂に集め主として習字を教へ、稀れに素讀或は算術等を授けたものであるが、稍後世に至り藩學や郷學や私塾など、稱する、多少地理的に兒童を集めて之れを教育したが。元より修業年限や學級制度等はなく、生徒自身の自由に任せてゐたもので、

教育の維持費としては、只そこに學ぶ生徒等より徴收する、月謝によつて支出したものである。従つて生徒の數も場所により或は、五六人位の所もあり、或は六七十人位の所もあつたと云ふやうな有様で、農村地帯であつた當時の本町の如きは勿論、就學する兒童は頗る僅少であつた爲め普通一般の人民には無筆、無學の者が多かつた。

明治維新後特に教育の改善に意を注ぐもの多くなり、明治二年には政府は府縣に令して、小學校の設立をなさしめた。しかしこの頃は未だ秩序なきものであつたので、同五年更に學制を定め太政官布告として、全國に頒布し初めて教育の統一を劃するに至つたが、尙之れと同時に學術獎勵の爲め被仰出書をも公布せられた。

附、被 仰 出 書

人々自ら其身を樹て、其産を治め、其業昌にして以て、其生を遂ぐる所以のものは他なし、身を修め智を磨き才藝を長するに依るなり。

而して其身を修め智を磨き才藝に長するは、學問にあらざれば能はず、是れ學校の設けある所以にして、日用常行、言語、書算を初め士、農、商、百、工技藝及び法律、政治、天文、醫療

等に至る迄、凡そ人の營むところのこと、學あらざるはなし。人能く其才のある所に應じ、勉強して之れに従事し、しかして後初めて生を治め産を興し、業を昌にするを得べし。されば學問は身を樹つるの財本とも云ふべきものにして、人たるもの誰か學ばずして可ならんや。

彼の道路に迷ひ飢餓に陥り、家を破り身を喪ふ徒の如きは、畢竟不學よりしてかゝる誤ちを生ずるなり。從來學校の設置ありてより、年を経ること久しと雖も、或は其道を得ざるよりして其人の方向を誤り、學問は士人以上の事とし、農、工、商及び婦女に至りては之を度外に措き學問の何物たるやも辨せず、また士人以上の稀に學ぶもの、動もすれば國家の爲めにすと唱へ、身を立つるの基なるを知るらずして、或は詞章記誦の末に走り、空理虚談の途に陥り其論高尚に似たりと雖も、之を身に行ひ事に施す態はざるもの尠からず、之れ即ち治襲の習弊にして文明普からず、才藝の長せずして貧乏財産喪家の徒多き所以たり。

是故に人たるもの學ばずんばあるべからず、之を學ぶに宜しく、其旨を誤るべからず。茲に於て今般文部省は學制を定め、追々規則をも改正して布告に及ぶべきにつき、自今以後一般の人民（華、士族及び農、工、商並に婦女子）必らず邑に不學の戸なく、字に不學の人なからし

めん事を期す。

人の父たるもの宜しく、此意を體認し其愛育の情を厚くし、其子弟をして必らず學に従事せしめざるべからざるなり。高上の學に至つては、其人の才能に任ずと雖も、幼童子弟は男女の別なく、小學に従事せしめざるものは、其父兄の越度たるべき事。但し從來沿襲の弊、學問は士人以上の事とし、國家の爲めにすと唱ふるを以て、學費及び其衣食の用に至るまで、多く官に依頼し之を給するにあらざれば、學ばざること、思ひ、一生を自棄するもの尠からず。是れ皆惑へるの甚だしきものなり。自今以後之等の弊を改め一般の人民、他事を抛ち自ら奮つて必らず、學問に従事せしむべきやう心得べき事。

右之通被仰出候條地方官に於て邊隅小民に至るまで、洩れざるやう便宜解釋を加へ精細申し諭し、文部省規則に従ひ學問普及致候様、方法を設け可施行候事

明治五年壬申年七月

太 政 官

これより庶民一般はこの趣旨を奉戴し、學問の必要を感ずると共に、其貴重なることも覺り、自ら奮つて教育を受くることに留意するに至つたが、時の學制の内容を一瞥するに、普通學事に關する一般の事項は細大漏らさず頗る廣汎なるものである。

即ち其内容の大意は全國を八大學區に分ち、一大學區は三十二中學區に分ち、一中學區は更に二百十小學區に分ち、その一小學區中には少くとも必らず一箇所宛の小學校を設立したものであつて、其數全國を通じて實に五萬三千七百六十校の多きに亘り、如何なる山間僻地と雖も所謂伊唔の聲を聞かざるところなきに至つた。

以來日進月歩益々教育の振興に努力したのみならず、各府縣に對しては國庫より、補助金を支出し専ら其普及に努めたものである。

之蓋し我國に於ける、初等教育の徑路にして今日の小學教育の實現を見たる次第である。

第二節 本田小學校の沿革

本町に於ける小學校は明治七年十二月、青砥小學校の分校として大字立石の西圓寺本堂を教室に充て、開校したのが初めの小學教育であつて、其後澁江に一校を設け都合二校として兒童の教育を施したものである。しかして立石の小學校は本田東尋常小學校と云へ、澁江の小學校は本田

西尋常小學校と稱したが、之等小學校の沿革を辿つて見れば次の通りである。

第一項 本田村立本田東尋常小學校

本校は前記の通り明治七年十二月第六中學區第四番青砥小學校分校と稱し、上等下等の二科に分ちて立石村六十二番地西圓寺本堂を充用して、開校しその通學區域は本町の内立石、淡ノ須、中原、梅田、原及び川端の當時の六箇村である。

明治八年七月四日青砥小學校と分離し、第六中學區第十五番小學堅石小學校と改稱して、獨立の小學校となつたが、同九年九月二十九日に至り、文部省令第四十號布告を以つて、我國初めての學制たりし、同五年八月二日の文部省令第二百十四號布告を廢し、更に教育令を定められ何學區の稱號を撤廢し、單に公立堅石小學校と改めた。

同十二月五日に至り小學簡易科を置き、次いで同十五年五月一日には初等、中等、の小學科を置き、徐々に教育方針の改善に努めつゝあつたが、同二十二年四月町村制施行せらるゝに及び、舊澁江村外九箇村は合併して、本田村と稱するに至つた、隨つて堅石小學校の名稱は本田村立本田東尋常小學校と改稱し、同二十五年四月東京府の認可を得て、修業年限四箇年の單級小學校とし且つ修業年限二箇年の補習科をも併置したが、この頃より漸く就學兒童の増加を來し、從來の假

教室にては到底收容出来ず、こゝに始めて校舎新築の議起り、同年十一月大字立石二百五十二番地内を卜して、校舎の新築に着手し翌年一月一日落成祝賀會を催すと同時に、目出度開校したのであるが、この新築に要せし工費は六百圓にして、校舎の總坪數は四十八坪、教場の總坪數は三十四坪であつた。

第二項 本田立木田西尋常小學校

本校は明治十一年三月十八日上木下川村木毛河小學校（明治八年の創立）より分離し、澁江村千三十七番地の春日東次郎の家屋を假用して、綾瀬小學校と稱し上等下等の二科に分ち、獨立の小學校として開校したが、この小學校に通學するものは、今も俗に云ふ西本田地内に屬する、澁江四ツ木、篠原及び寶木塚の舊四箇村の兒童であつた。

其後同九年九月二十九日、同十二年五月及び同十五年五月一日に於ける變革は、前記の本田東尋常小學校と同様の徑路を踏んで來たが、同十八年三月に至り村内有志の寄附金を以て、校舎新築に着手し同年九月華々しく開校し、以來兒童の増加に伴ひ教育の充實を期した。同校々舎の總坪數は四十四坪餘、教場總坪數は四十坪で立石小學校と畧同一程度のものであつた。

第三項 本田町立尋常高等小學校

斯くの如く本町は元は二校たりしも、明治三十五年八月之を合併し、本町中央部の大字川端（現在の場所）に改築をなし、之と同時に二箇年制の高等科を併設し、茲に初めて本田町立尋常高等小學校なる名稱が附するに到つた。然るに同四十二年四月一日義務教育年限を六箇年に延長した結果、高等科を撤廢し再び尋常小學校となつたが、就學兒童は益々増加し校舎の狹隘を來たしたる爲め、翌五月敷地三百七十二坪を買收し、校舎増築に着手し同四十三年五月五日落成を告げた越えて大正四年四月再び高等科を併置したが、就學兒童の増加一層甚だしく、それが爲め尋常科三年以下は餘儀なく二部教授を行ふこととなり、同九年四月よりは尋常科全體に對し二部教授を施すに至つた。

之故同年十一月九十四坪五合の増築を行ひ辛うじて二部教授を解きたるも、之亦東の間にして彼の關東大震災に遭遇した。大正十二年九月以降は東京市内より移住するもの夥しく、爲に復又校舎の狹隘を告げ、同十三年その應急策として、バラック建にて三教室の増築を行ひ、更に同十四年十一月 同十五年七月の二期に亘り大増築をなし、十月十三日には盛大なる落成祝賀會を舉行した。その増築の内容は、校舎二階建二十教室、此坪數三百三十七坪五合六勺、教員室三十一坪五合、昇降口五十八坪餘、廊下五十六坪二合五勺、玄關九坪五合、宿直室小使室十六坪五合の一

棟、便所三棟三十六坪五合、屋内體操場百二十坪、物置七十坪及特別教室二室三十五坪、此合計坪數七百五十餘で、今日この小學校を見るに至つたが、本町の就學兒童は未だ收容し切れず、後章第十七章所載の如く、第二尋常小學校の新築をなし、昭和四年度の新學期より開校し益々以て小學校教育の徹底を期することになつた。之實に本町小學校の徑路にして、近時に於ける發展振りは今更ながら驚かざるを得ない。

附 本田小學校工事報告

東京府南葛飾郡本田村立本田尋常小學校々舎及附屬建物設備ノ要領ヲ叙スルニ左ノ如シ

建築ノ由來

本校ハ明治三十五年六月ノ建築ニシテ參百有餘人ノ兒童ヲ收容シタルト雖モ教育義務年限ノ延長ト兒童數ノ増加等ニ由リ學級數ニ伴ハサル設備ト化シ教育上ノ障礙尠少ナラサリシカ爲メ明治四十二年五月増築ノ議ヲ決シ適法ノ手續ヲ經テ設備ヲ爲シタリ
明治四十二年九月一日校地増加ニ要スル土地三百七十二坪購買セリ
明治四十三年一月二十七日校舎五十坪渡廊下十二坪便所五坪二合五勺計六十七坪二合五勺ノ設

計ヲ立テタリ

同年二月十三日請負業梅原爲之助ト工事請負契約ヲ爲シタリ
同年三月四日工事ニ着手シ同年五月四日竣功ヲ告ケタリ

設備ニ要セシ費用

一金四百拾四圓貳拾五錢也	敷地費及埋立費
一金壹千九百貳圓貳拾七錢壹厘也	校舎増築費
一金壹百六拾七圓也	渡り廊下工事費
一金壹百八拾五圓也	便所工事費
一金五拾壹圓也	雜給
一金貳拾圓也	設計費
一金五拾七圓五拾五錢也	雜費
合計金 貳千七百九拾圓七錢壹厘也	

而シテ現在本校敷地ノ總坪數ハ九百七十四坪ニシテ校舎ノ總建坪百六十八坪ナリ
終リニ臨ミ本日貴賓ノ御來場ヲ仰キ落成ノ式典ヲ舉クルニ至リシハ本村民及名譽職員諸君ノ誠

實ナル努力ニ依ラスンハ奚ソ能ク如斯功果ヲ納ムルコトヲ得ンヤ之本職ノ深ク感謝スル所ナリ
 明治四十三年五月十四日

南葛飾郡本田村長 柳川峰太郎

第三節 學齡兒童

(昭和三年四月一日現在)

年次	種別		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
	就學	不就學													
昭和二年	一八二	一六五	三四七	七	二	一八	二	二	二	二	二	二	二	二	二
昭和三年	一四四	一四〇	二八四	七	二	一八	二	二	二	二	二	二	二	二	二
計	二六六	二六五	五三一	一四	四	三六	九	四	三	三	三	三	三	三	三
增加入員	二七二	二八五	五五七	一〇	三	一三	三	三	三	三	三	三	三	三	三

註、猶豫欄中△印は減少したるものである。

第一項 在學兒童累年比較

(昭和三年十二月末日現在)

年次	種別	尋常科		高等科		計
		男	女	男	女	
大正十二年	計	四〇二	四一五	四三	三三	五七
同十三年	計	五九	五四七	四	四	八六
同十四年	計	六六	六五四	七〇	四	一四
昭和元年	計	八二	七七九	五九	五	一〇
同二年	計	九九	九七五	七二	七	一五〇
同三年	計	一一〇	一一八	一〇三	九	二一〇
計	計	四六四	四五八	三八〇	三三	七五

第二項 生徒動態

(昭和三年十二月一日現在)

學年別	轉校兒童		計	轉入兒童		計
	男	女		男	女	
尋常科一年	三	一八	四〇	一八	一五	六

計	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年	高等科	同二年
	二四	三三	三八	四二	四六	五〇	一五
一八	二八	三三	三六	四〇	四三	一〇	一六
三三	四四	五二	五九	六六	七三	二〇	二八
二六	三六	四三	五一	五八	六五	二二	三〇
二七	三八	四四	五一	五七	六四	二二	三〇
五九	六六	七三	八〇	八七	九四	三〇	三八

第三項 卒業生累年比較

(昭和三年十一月末日現在)

年次	尋常科		高等科	
	男	女	男	女
同十四年	七五	九五	三三	二五
同十三年	八二	八五	三五	二六
大正十二年	九五	五二	三三	二六
計	一七〇	一七〇	一〇一	七六

計	昭和元年	同二年	同三年
	六〇二	一一二	一一九
五九六	一〇二	一一〇	一二〇
一一九七	二二二	二二五	二二七
一一三	二〇七	二〇二	一九七
二一九	一九	二六	三〇
二五三	四六	四八	五二

第四節 校舍及學級編制

第一項 校舍

所在地 本田町大字川端八十二番地
 敷地坪數 一千九百五十三坪六勺
 構造 木造スレート葺二階建
 種類 校舍、雨天體操場、便所、奉安所、
 建物延坪數 一千六十四坪九合五勺

第二項 學級編制

(昭和三年十二月一日現在)

學年別	尋常科	尋常科一年	學級數		計數
			男	女	
同	同	二年	二八三	三七	六〇〇
同	同	三年	二七二	二七一	五四七
同	同	四年	二五二	二四五	四九七
同	同	五年	二〇三	一六七	三八一
同	同	六年	一四一	一五	三〇二
高等科	二年	一	三三	五	二九
計	計	計	一四四	一四六	二九〇

第五節 職員

昭和三年十二月現在に於ける本町の小學校職員は三十六名にして、内男教員二十三名、女教員十三名であるが、之れを資格別にすれば本科正教員二十三名、尋常科正教員十二名、無資格一名となる。尙本校在職年數の最も古きものは九年八月一名にして、之れに次ぐは八年六月以上

のもの二名、七年一ヶ月のもの一名、五年四ヶ月のもの一名、四年六ヶ月以上のもの三名となり他は何れも四年未満である。

第一項 歴代校長

(昭和三年十二月末日現在)

氏名	卒業學校名	出身地	在職期間
宮倉 憲夫	神奈川縣立師範學校	東京府	自明治三十五年九月廿五日 至同三十六年四月十一日
吉岡 繁雄	不詳	岩手縣	自明治三十六年四月十三日 至同三十八年六月七日
清水 義貴	檢定試驗	群馬縣	自明治三十八年六月十四日 至大正四年四月十日
小山 新平	東京府立青山師範學校	東京府	自大正四年四月十九日 至同八年三月三十一日
高橋 清治	同	同	自大正八年四月一日 至同十一年十一月三十日
武藤 廣吉	千葉縣立師範學校	千葉縣	自大正十一年十二月八日 至昭和三年四月十一日
望月 正治	東京府立青山師範學校	長野縣	現任

註、明治三十五年以前の校長は頼るべき書類なき爲め不詳。

